

令和5年度
福祉事務所等生活保護就労支援員研修
(オンライン開催)

と き：令和5年9月7日(木)



氏 名	
-----	--

沖縄県社会福祉協議会
沖縄県福祉人材研修センター
電話(098)-882-5703

— 目次 —

1. 実施要項及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. オリエンテーション・・・・・・・・・・・・・・	4
3. <講 義> 「生活困窮者自立支援制度について」・・・・・・・・	6
4. <講 義> 「沖縄県被保護者就労準備支援事業から見える就労支援について」	21
5. <講 義・グループワーク> 「生活保護における就労支援 ～就労支援をよりよいものにするために～」	39

ふだんの
くらしの
しあわせ



令和5年度 福祉事務所等生活保護就労支援員研修 (オンライン開催) 実施要項

- 1 目的 本研修は、福祉事務所等における生活保護受給者への就労支援に関わる職員を対象とし、職務遂行に必要な基本的知識・技術と共に、就労支援を行う者としての姿勢・心得の習得を図る。
- 2 研修目標 (1) 就労支援に関わる職員として、必要な基本的知識・技術と共に、心得・姿勢を習得する。
(2) 生活保護制度における就労支援の位置づけを理解するとともに、グループ討議において、職員間での連携を図り、支援を進めていく上で必要となるポイントを学ぶ。
(3) 他機関・他団体が実施している就労支援について理解を深め、関係機関との連携による就労支援を図る。
- 3 主 催 沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課
沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター
- 4 研修対象者 (1) 各福祉事務所等に配置された就労支援員
(2) (1)のほか、福祉事務所長等が受講を必要と認めた者
- 5 定 員 40人
- 6 研修日程 令和5年9月7日(木) 9:50~16:00(受付9:20~)
(詳細は別紙研修日程及び内容のとおり)
- 7 受講料 無 料
- 8 申込方法・開催要項等のダウンロードについて
・本会ホームページ内「福祉人材研修センター主催の研修(研修管理システム)」から申込。
<https://www.shakyo-kensyu.jp/okinawa/>
※研修申込みには、IDとパスワードが必要となります。事業所登録をしたIDとパスワードでログインし、受講申し込みください。IDとパスワードが分からない場合は、事務局へお問合せください。
- 9 受講申込及び事例検討票提出期限
令和5年8月28日(月)必着厳守

10 事例検討票について

同封している事例検討票を使用いたしますので、研修管理システムよりダウンロードし、提出方法①～③のいずれかの方法で御提出をお願いします。

提出方法①研修申込時にファイルをアップロードし提出。(事前に事例検討票をデータで作成保存) ※詳しくは、研修管理システム→使い方マニュアル→「申込み時の設問でファイルをアップロードする」をご参照ください。

提出方法②メールで提出。(提出先:kensyuu@okishakyo.or.jp)

提出方法③FAXで提出。(FAX:098-887-1071)

11 受講者の決定・通知等の送付(メール)

・受講が決定した方には、申込時に登録したメールアドレスへ通知いたします。なお、通知は申込締切後、約1週間以内(土日・祝日除く)を目安としております。

また、申込後に受講できない事情が生じた時は、速やかに本センターまで御連絡ください。

12 オンライン (Zoom) による研修参加について

・研修会場へ来場は必要ありません。各所属施設等において研修に参加してください。

・事前に各所属施設においてインターネット環境の確認、使用端末において Zoom で映像や音声ができるか確認をお願いいたします。

・研修に参加される際に、同じ部屋にパソコン及びタブレット端末の複数台で参加される場合は他のパソコン及びタブレット端末を使用する距離をご確認ください。

(ハウリングや他の参加者の声などが混ざることがあります)

※インターネットにおいて Zoom が閲覧できる環境であれば問題ありません。タブレット端末による視聴も可能です。

なお、パソコンで Zoom 研修へ参加される方は、次の3つの機器が必要です。

①ウェブカメラ

②マイク (WEB カメラに内蔵されているマイクでも構いません。)

③スピーカーまたはヘッドセットやイヤホン

・その他オンライン参加で、気になる点がある際は、事務局までお問い合わせください。

13 個人情報の取扱および「オンライン研修受講利用規約」への同意について

・受講申込にあたり、本会が収得した個人情報は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他の目的に利用することはありません。

・また、お申し込みの際に掲載されている「本会オンライン研修受講利用規約」に同意された方を受講対象とさせていただきます。

※詳しくは、申込時に本会研修管理システムをご参照ください。

14 申込・問い合わせ先 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター (担当: 福原)

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1 西棟 3F

TEL 098-882-5703 FAX 098-887-1071

Mail : kensyuu@okishakyo.or.jp

令和5年度
福祉事務所等生活保護就労支援員研修
(オンライン) 研修内容及び日程

期日	時 間	内 容	
9月7日(木)	9:20~9:40	受 付 (Zoom 入室)	
	9:40~9:50	オリエンテーション	
	9:50~10:50 (60分)	【講義】 「生活困窮者自立支援制度について」	沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課 主任 栗国 宏文 氏
	10:50~11:00	休 憩	
	11:00~12:00 (60分)	【講義】(仮題) 「沖縄県被保護者就労準備支援事業から見える就労支援について」	沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター南部 就労準備支援員 宮城 彰彦 氏
	12:00~13:00	休 憩	
	13:00~16:30 (210分) ※適宜休憩あり	(仮題) 【講義】 「生活保護における就労支援 ～就労支援をよりよいものにするために～」 【講義・グループ討議】 「事例検討 (模擬カンファレンス)」	明治学院大学 教授 新保 美香 氏
	16:30~	閉 講・アンケート	

※福祉事務所等生活保護担当職員研修(中堅)2日目と合同開催となります。

開講式・オリエンテーション

オリエンテーション

*** 研修開始にあたって ***

(1) 研修資料について

メールでお送りした資料は次のとおりです。

① 研修ノート ②オンライン研修の手引き

(2) 研修日程及び時間について

研修内容及び日程表（P 3）のとおりです。

(3) アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。

研修閉講後に、下記 QR コードまたはメールに添付しております URL から
アンケートフォームへ回答をお願いいたします。

回答期限：令和 5 年 9 月 22 日（金）

アンケート
(9/7)



(4) 研修中の不具合等について

研修中に不具合等が起きた場合は、Zoom のチャットまたは下記携帯までご連絡
ください。

携帯：080-1712-9184

○その他御不明な点は、事務局までお尋ねください。

【講 義】

「生活困窮者自立支援制度について」

沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課
粟国 宏文 氏

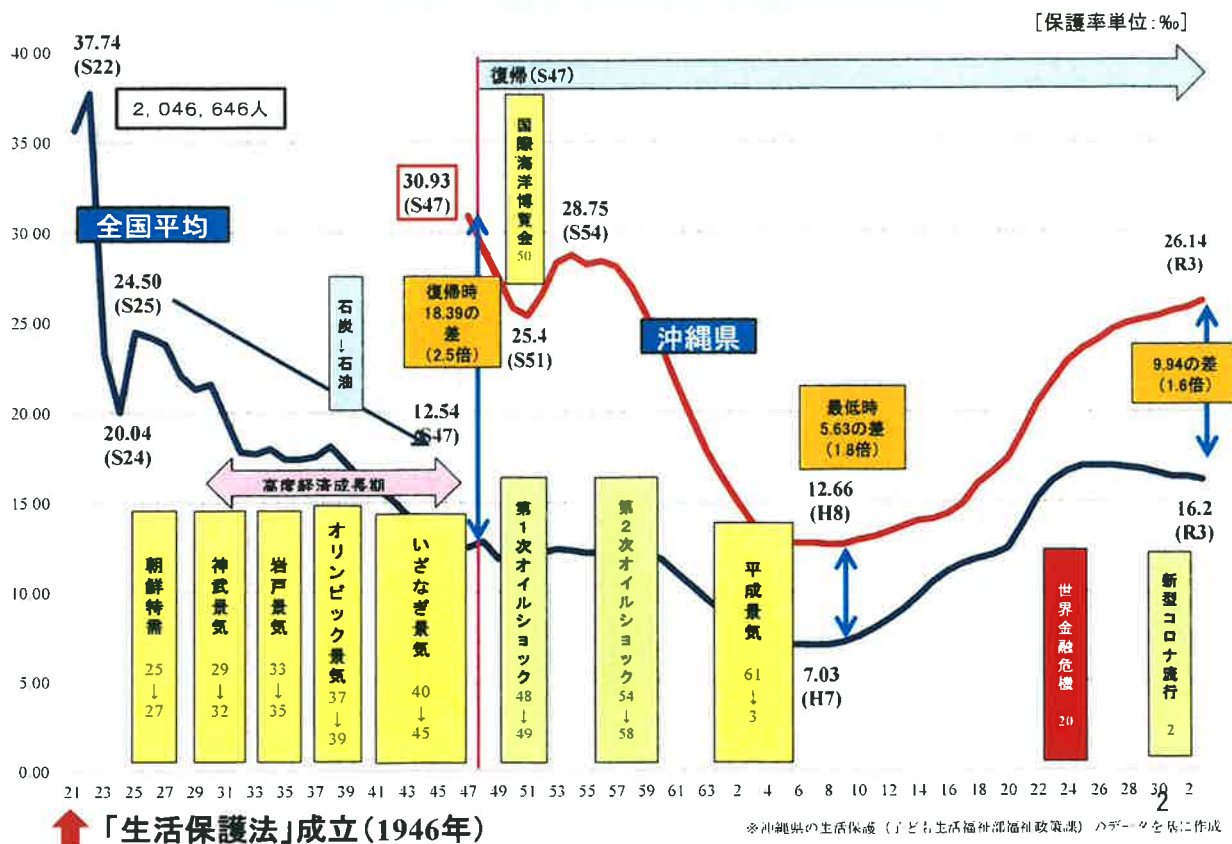
生活困窮者自立支援制度について

沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課
保護・自立支援班 栗国 宏文

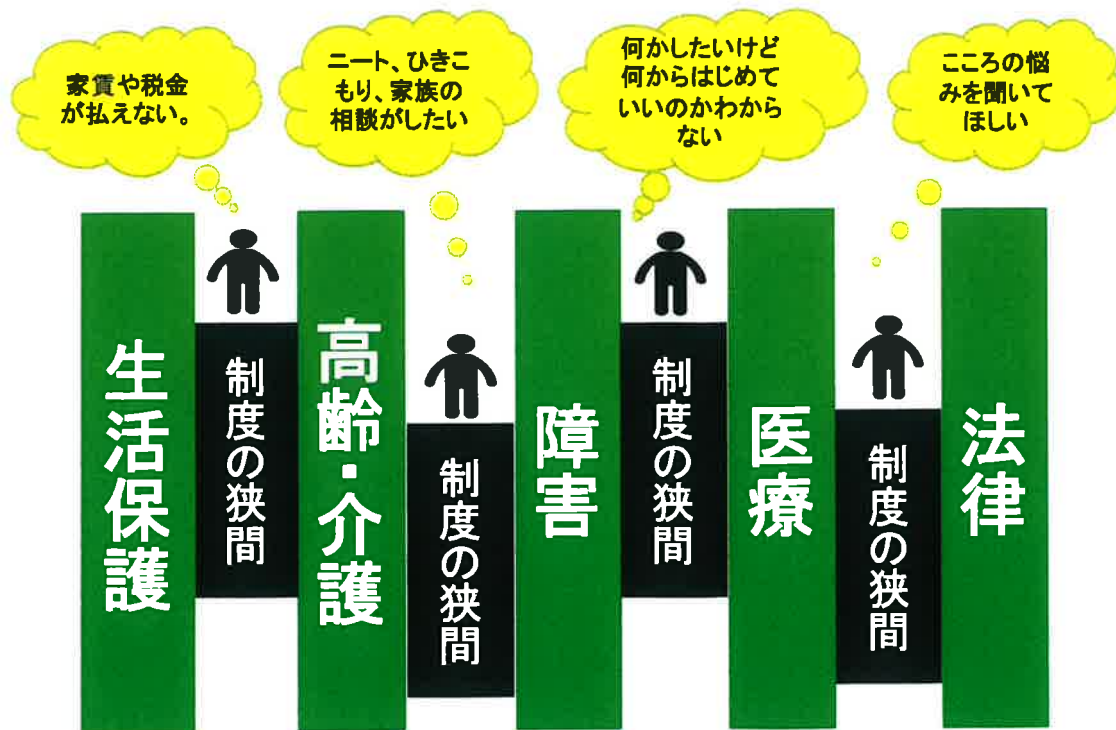


1

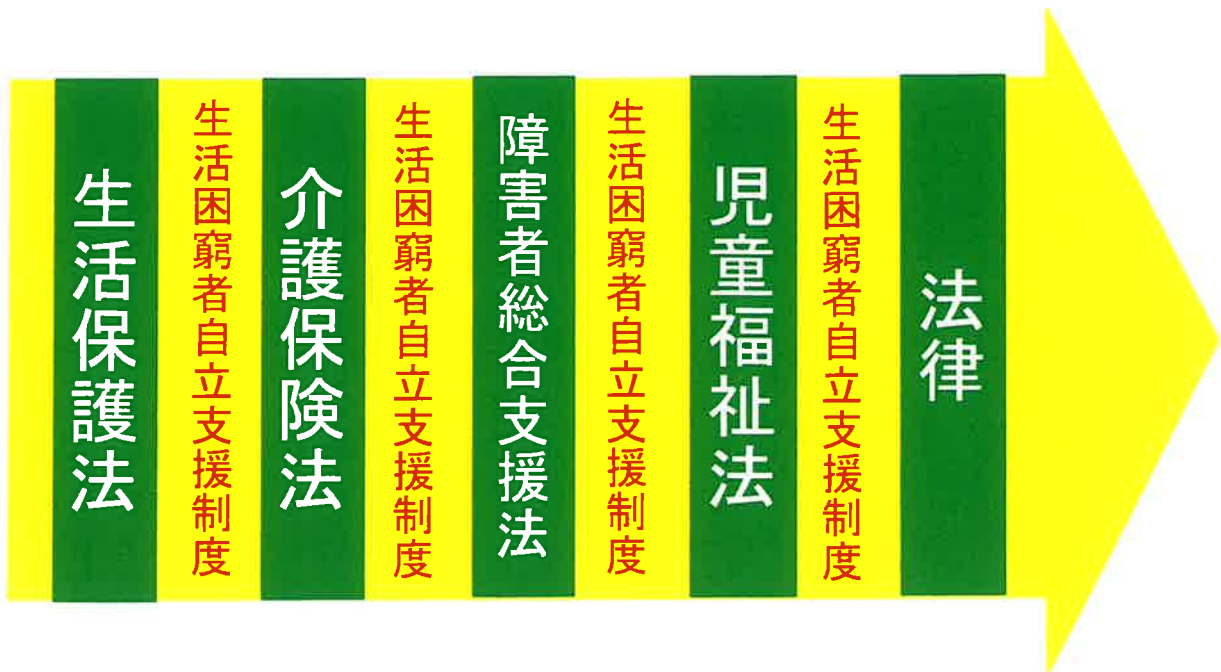
【全国、沖縄県】 全国平均と沖縄県の保護率の比較推移



主な対象者のイメージ



それぞれの制度が利用できなかった人々が、サービスや支援が受けられない状況に…

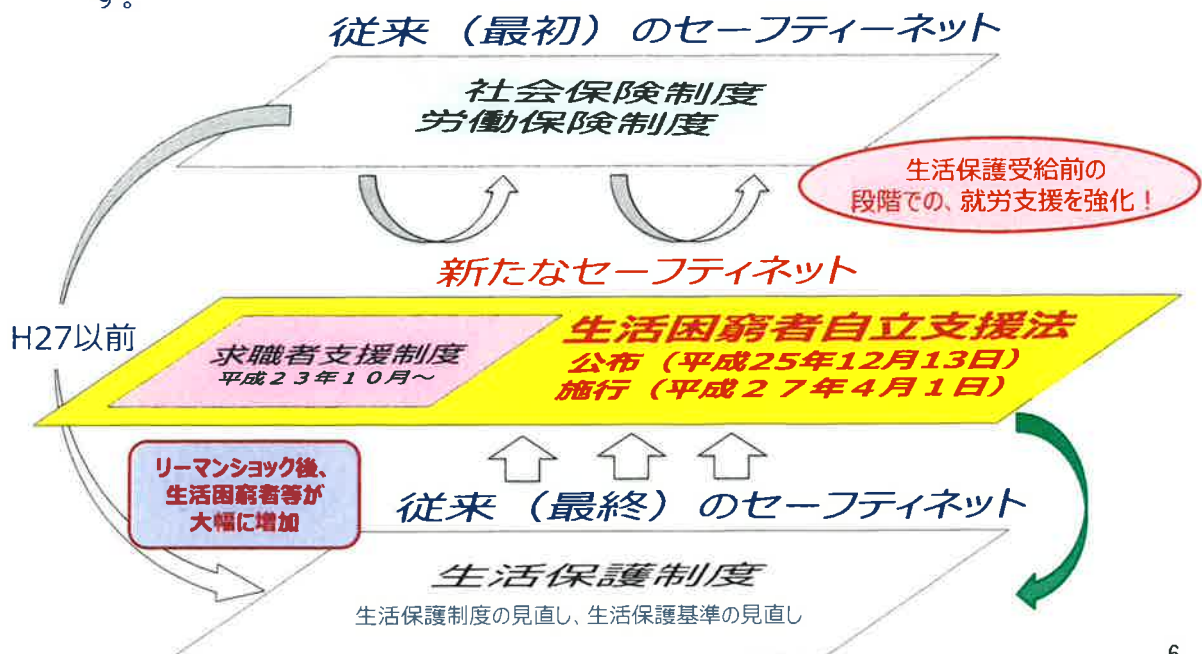


断らない・伴走型の支援

5

生活困窮者自立支援法の制定

生活保護制度・基準の見直しに並行し、新たなセーフティーネットとして生活困窮者対策に総合的に取り組み生活保護に至る前の段階で就労による自立を目指す。



6

(沖縄労働局資料より)

生活困窮者自立支援法における「生活困窮者」の定義

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

（定義）

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

【改正前】

「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

7

生活困窮者支援制度の理念

生活困窮者の自立と
尊厳を確保

○生活困窮者本人の状態に応じて自立の形は多様であることを理解し、本人の意欲や想いに寄り添った支援を行うこと。

○相互の信頼関係を構築し、一個人として対等な関係性を保つこと。

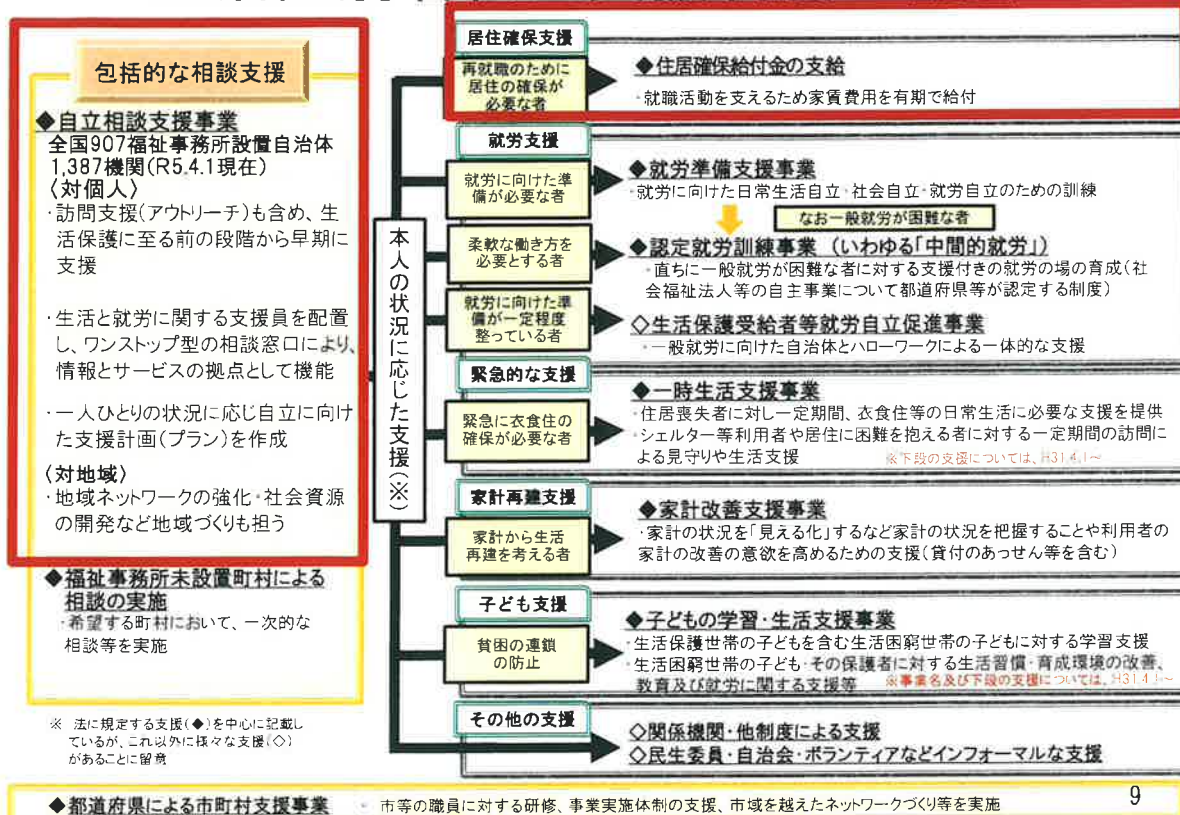
生活困窮者自立支援
を通じた地域づくり

○生活困窮者の早期発見・見守りのため、地域のネットワークを構築し、公的支援のみならずインフォーマルな支援や地域住民の力も含め充実すること。

○地域課題を解決するという視点から、生活困窮者の働く場や参加する場を広げていくこと。

8

生活困窮者自立支援制度の概要



出所：厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室資料(平成30年10月)

生活困窮者自立相談支援事業

Point!

- ・支援対象者は生活困窮者(生活や就職の問題を抱えている方など幅広く支援する)※被保護者は除く
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

生活困窮者及びその他の関係者

相談

自立相談支援窓口 (パーソナルサポートセンター)

沖縄県(南部事務所、中部事務所、北部事務所、南部支所、久米島窓口)及び11市

- ・主任相談支援員
 - ・相談支援員
 - ・就労支援員
- を配置

包括的支援

- ・相談受付
- ・他制度へのつなぎ

継続的支援

- ・プランの作成
- ・就労支援を含めたフォローアップ
- ・法に基づく支援の実施に係る相談・受付業務、受給中の面接業務等
- 一時生活支援事業
- 家計改善支援事業
- 就労準備支援事業
- 子どもの学習・生活支援事業
- 住居確保給付金

自立



生活困窮者住居確保給付金

Point !

- ・家賃相当額を確保して自立を支援
- ・支給期間が原則3ヶ月、延長可能で最大9ヶ月
- ・収入要件等の支給要件あり
- ・年齢要件(65歳未満)は撤廃(H31.4～)

離職・休業等により
住居を失う又は
失うおそれがある者

相談

自立相談支援窓口
(パーソナルサポートセンター)

- ・制度趣旨、要件、留意事項等の説明
- ・申請意思の確認
- ・申請書類作成の助言
- ・就労支援
- ・月4回の面談等



安定した住居
の確保就労自立

申請書類
一式送付

福祉事務所

状況確認
報告

- ・審査、支給決定
- ・毎月の支給
(代理納付)
- ・支給中止の決定など

11

県内の任意事業の実施状況

令和5年4月1日現在

	一時生活	家計改善	学習支援
那覇市	○		○
宜野湾市	○		○
石垣市	○	○	○
浦添市	○		○
名護市	○	○	○
糸満市	○	○	○
沖縄市	○	○	○
豊見城市	○	○	☆
うるま市	○		○
宮古島市	○	○	☆
南城市	○		○
県(郡部)	○	○	○
実施自治体数	12	7	10

※学習支援…宮古島市及び豊見城市は「沖縄子どもの貧困緊急対策事業」で実施

12

県内の任意事業(就労準備支援事業)の実施状況

令和5年4月1日現在

	運営方法	生活困窮者	被保護者
那覇市	委託(労福協)		○
宜野湾市			
石垣市	直営	○	
浦添市	委託(労福協)	○	○
名護市	直営	○	○
糸満市			
沖縄市	委託(労福協)	○	○
豊見城市	委託(労福協)	○	○
うるま市	委託(労福協)	○	○
宮古島市	直営	○	
南城市			
県(郡部)	委託(労福協)	○	○
実施自治体数		8	7

13 4

生活困窮者就労準備支援事業

Point !

- ・自立に向けた基礎能力の確認・回復・養成しながら就労自立に向けて支援
- ・利用期間は原則1年
- ・収入要件あり、年齢要件(65歳未満)は撤廃



一般就労に向けた
基盤をつくる

生活困窮者

被保護者

福祉事務所
相談

(パーソナルサポートセンター)
自立相談支援窓口

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している

- ・生活リズムが崩れている
- ・社会との関わりに不安を抱えている
- ・就労意欲が低下している



就労準備担当による支援

- ・日常生活自立に関する支援
生活習慣づくり、体力づくり..
- ・社会自立に関する支援
集団コミュニケーションスキルに関するワーク、ボランティア..
- ・就労自立に関する支援
企業見学、就労体験..

14

個別プログラム

☆協働ゲーム

・協力することでいろいろなことができるプログラムを通して一緒に考えてみましょう

☆スポーツレク

・軽い運動を通して、リフレッシュしよう
・ボウリングやゲームなど、無理のない範囲で心の安定と身体の状態を確かめてみましょう

☆ものづくり

・（例）ごっこで島ごっこ、青なごらのおもちゃ
・ものづくりを通して、作り上げる楽しさを感じてみましょう

☆企業見学

・（例）彩園、スノーバイン工場 など
・多様な働き方、職種を実際に見て感じ考えてみましょう



15

第6回 就労準備プログラム

2月11日(月)	2月12日(火)	2月13日(水)	2月14日(木)	2月15日(金)
午前				
午後				
2月16日(土)	2月17日(日)	2月18日(月)	2月19日(火)	2月20日(水)
午前				
午後				
2月21日(木)	2月22日(金)	2月23日(土)	2月24日(日)	2月25日(月)
午前				
午後				



企業見学：タイムス印刷センター



協働ゲーム



各種ワーク



就労体験：接客



就労体験：調理補助



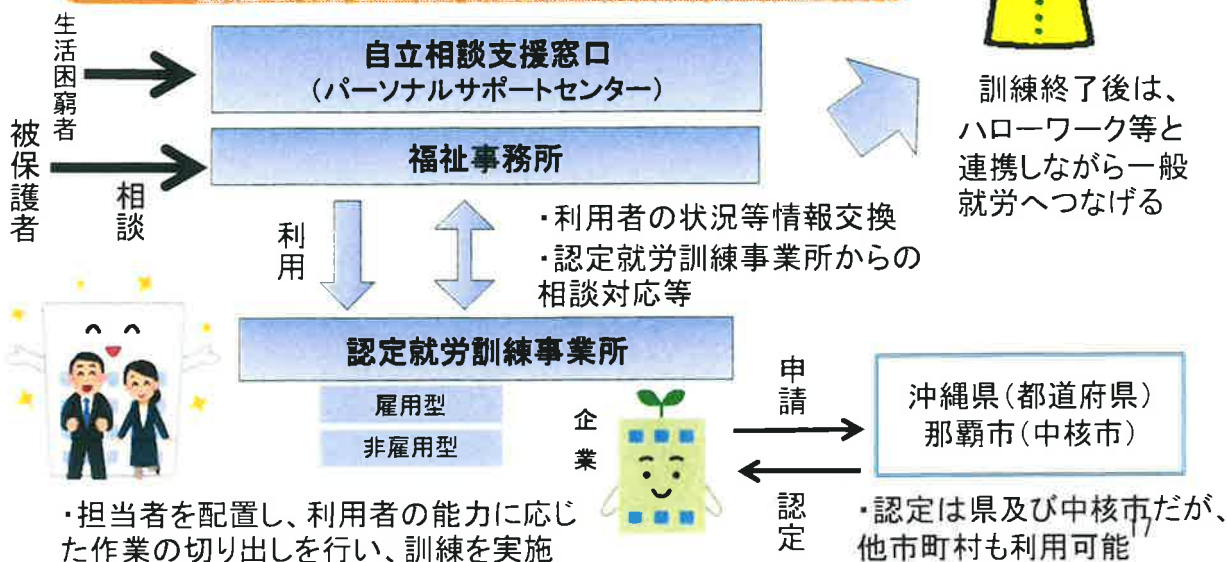
就労体験：畑作業

※プログラム内容に変更する場合があります

生活困窮者認定就労訓練事業

Point !

- ・直ちに一般就労ができない、柔軟な働き方を必要とする生活困窮者の就労自立を支援(いわゆる「中間的就労」)
- ・認定就労訓練事業所において、支援つきの就労の場を提供



生活困窮者一時生活支援事業

Point !

- ・衣食住を確保して、自立に向けた次のステップを考える
- ・一定の住居をもたない生活困窮者が対象(自治体が緊急性等を勘案し支援が必要と認める者も含む)、収入要件あり
- ・原則3ヶ月以内、本人の状況を踏まえ、6ヶ月を超えない範囲内

継続支援に繋げる

一定の住居を
持たない生活困窮者



相談

自立相談支援窓口
(パーソナルサポートセンター)

再委託

沖縄県の場合は……

宿泊場所の提供を行っているNPO法人

(常設)清掃、管理
(非常設)簡易宿舎等

- ・宿泊場所の手配、精算
- ・食糧の手配、衣服等提供
- ・健康診断等の支援 など



生活困窮者家計改善支援事業

Point !

- ・お金の困りごとを一緒に考えながら、「家計再生プラン」を作成し、経済状況の立て直しを支援。
- ・家計を切り口として世帯が抱える複合的な課題に対し、各機関と連携し解決を図る。



生活困窮者



相談

自立相談支援窓口
(パーソナルサポートセンター)

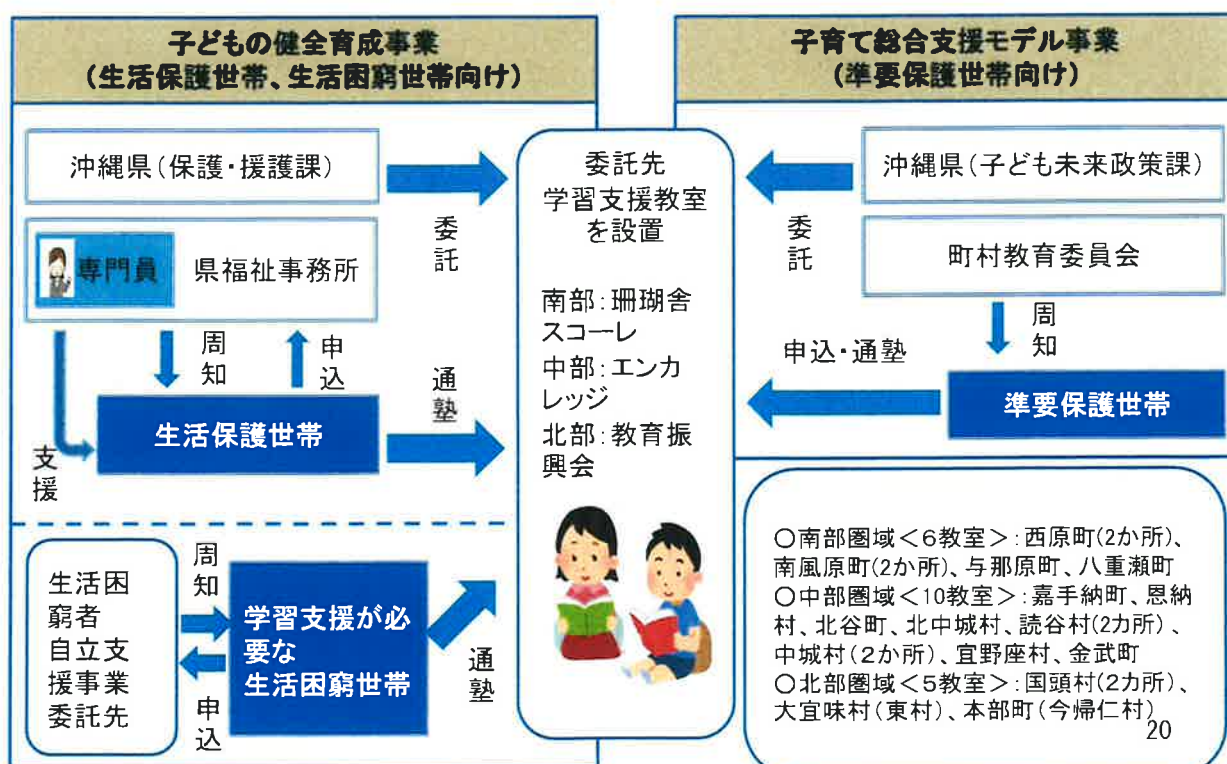
家計収支の均衡がとれていない
など家計に課題がある

家計改善支援員による支援

- ・家計管理に関する支援
- ・滞納の解消
- ・各種給付制度の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援
- ・貸付のあっせん など

19

子どもの学習・生活支援事業





2014年(H26)9月家賃の滞納
県営住宅から退去迫られ
母が娘を窒息させ無理心中

生活困窮 なぜ救えなかった！

21

生活保護制度と生活困窮者支援制度の連携

生活保護法第81条3項

被保護者が生活保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合、生活困窮者自立支援制度について情報提供、助言

生活困窮者自立支援法第23条

要保護となるおそれが高い者を把握した時には、生活保護制度に関する情報提供、助言

生活困窮者自立支援法第8条

福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局が生活困窮者を把握したときは、自立相談支援事業の利用勧奨を行う事(努力義務)

両制度の連携の考え方をより実効的なものとするため、法律上で明確化(平成30年10月施行)

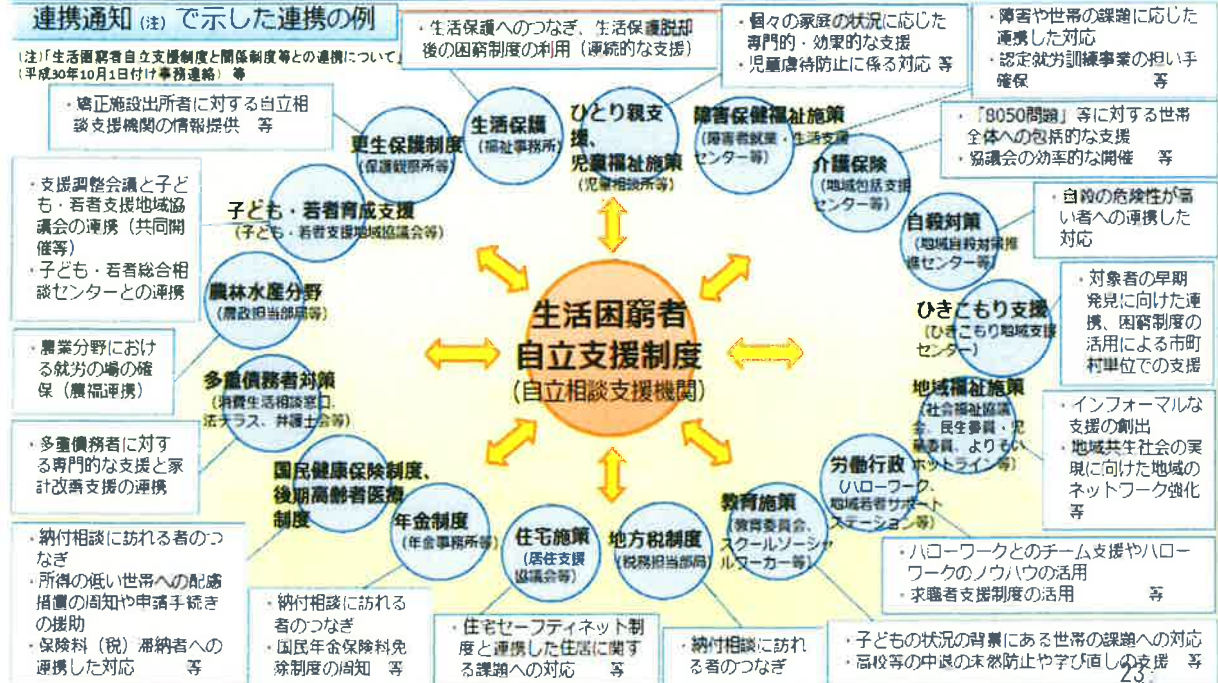
22

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知（注）で示した連携の例

（注）「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成30年10月1日付け事務連絡）等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者支援のかたち

包括的な支援

- 生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的課題に包括的に対応すること。
- 地域の関係機関・関係者との連携をはかること。

個別的な支援

- 社会的自立から経済的自立へ、個々人の段階に応じて最適なサービスや制度を提供すること。

早期的な支援

- 「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワーク強化による情報把握や訪問支援など、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすること。

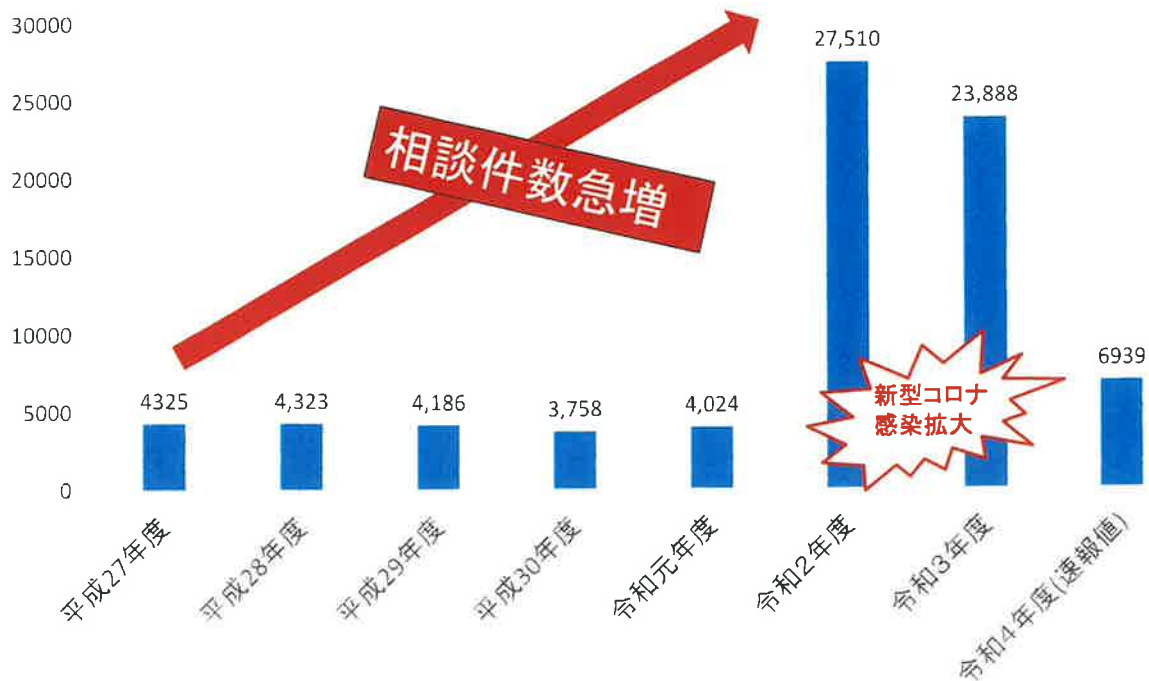
継続的な支援

- 本人の状態に合わせて、切れ目なく段階的・継続的に支援を提供すること。
- 制度に基づく支援が終結した後も、地域全体で継続的な支援を考えること。

分権的・創造的な支援

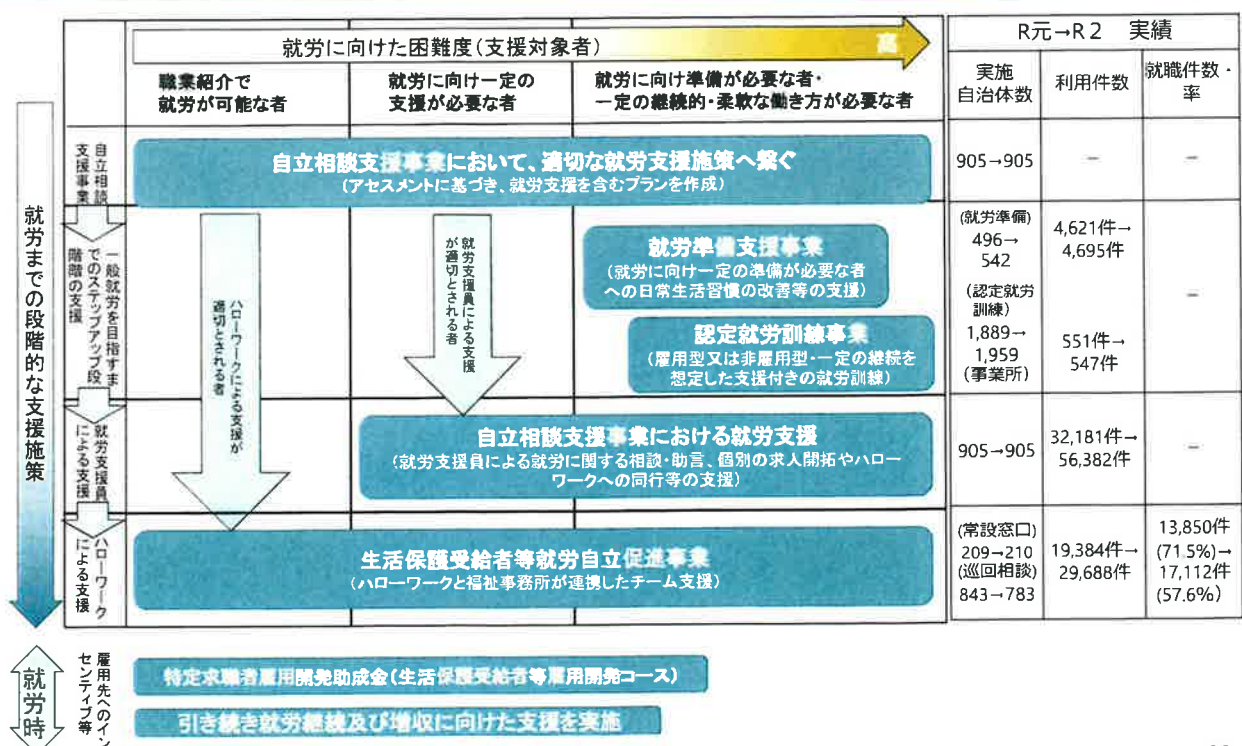
- 地域が主体となって、社会資源を適切に把握し、不足している場合は積極的に創造していくこと。
- 官と官、民と民が協同し、それぞれの地域にあった柔軟で多様な取組を行うこと。

新規相談受付件数(県+11市)



25

生活困窮者に対する就労支援



26

8

生活困窮者就労準備支援事業の実施状況等

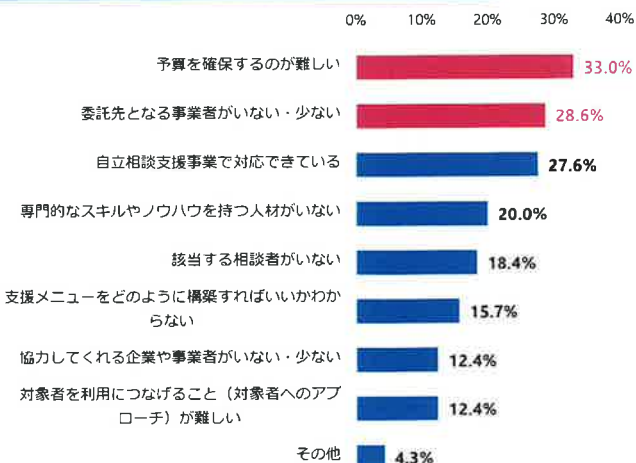
- 令和3年度の就労準備支援事業の実施状況は、622自治体で全体の約7割が実施しており、令和4年度には8割を超える見込み。
- 就労準備支援事業を実施しない理由として、基礎自治体において「予算を確保するのが難しいから」が33.0%、「委託先となる事業者がない・少ないから」が28.6%となっている。

1. 実施自治体数、利用件数の推移



2. 就労準備支援事業を実施しない理由

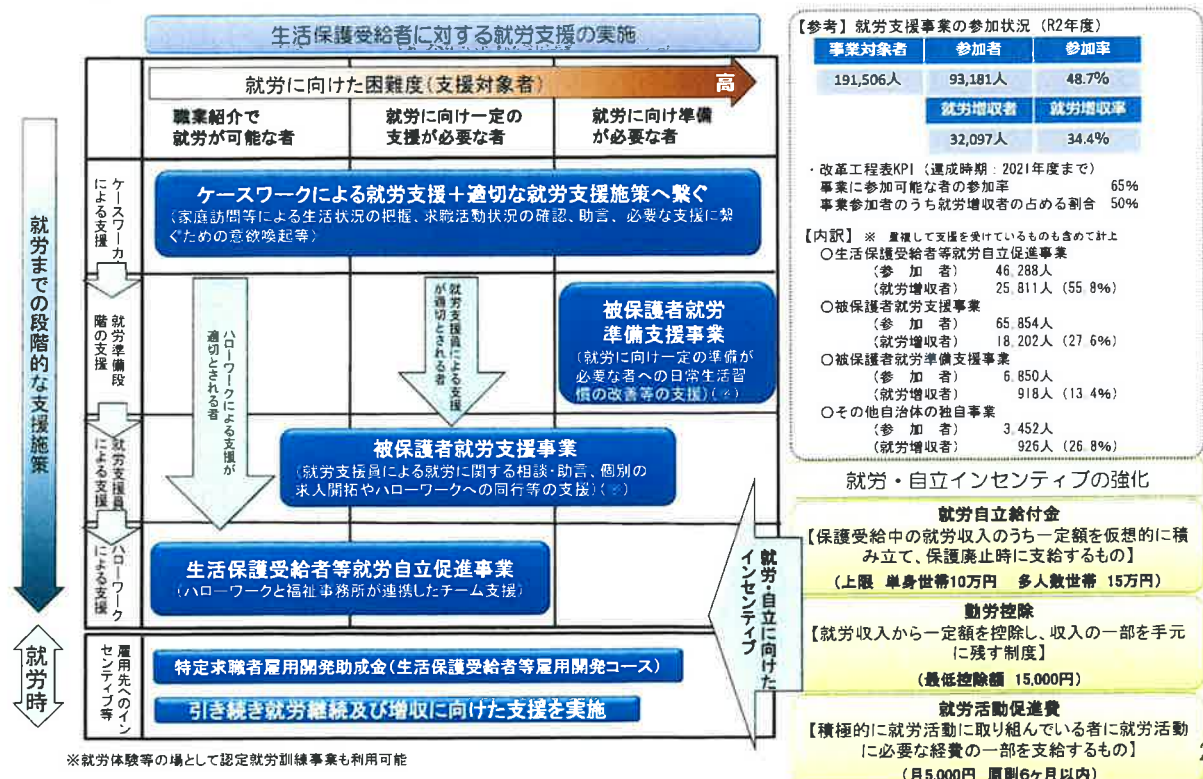
(n=185)



- ※ H27～H30「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」（困窮室調べ）、R1～R2「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）、R3「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」（困窮室調べ）
- ※ 2 就労準備支援事業を実施しない理由は令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」27（一般社団法人北海道総合研究調査会）

9

生活保護受給者に対する就労支援施策について

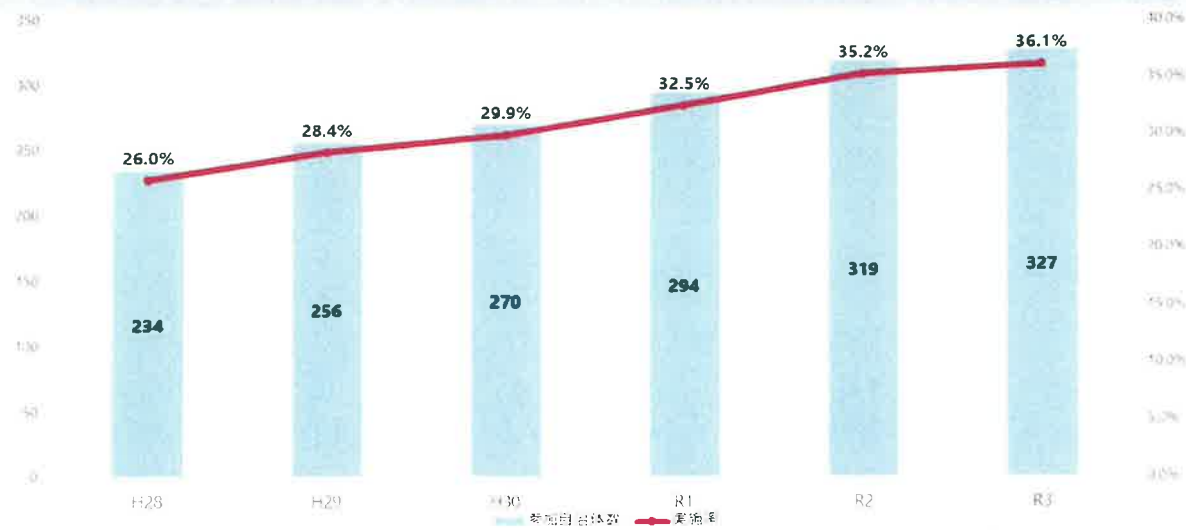


28

12

被保護者就労準備支援事業実施自治体（H28年度～R3年度実績）

○ 被保護者就労準備支援事業の実施自治体数については、令和3年度で327自治体（実施率36.1%）と上昇傾向。



被保護者就労準備支援事業	H28	H29	H30	R1	R2	R3
参加自治体数	234	256	270	294	319	327
総自治体数	901	902	903	905	905	906
実施率	26.0%	28.4%	29.9%	32.5%	35.2%	36.1%

出典：各年度補助金実績報告（厚生労働省社会・援護局保護課）¹³

【講 義】

「沖縄県被保護者就労準備支援事業から見える就労支援について」

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部

宮城 彰彦 氏

喜納 圭太郎 氏

沖縄県被保護者就労準備支援事業から 見える就労支援について

令和5年9月7日（木）

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

就労準備支援事業

宮城 彰彦 喜納 圭太郎

自己紹介

- 障がい者の相談支援専門員に従事
- 2013年、生活困窮者自立支援事業のモデル事業の生活相談員として採用
- 今年度より就労準備支援事業の所長として勤務。
- 趣味は自然歩き。海や川で浮かぶこと。

今日持って帰ってほしいことリスト

- ☑ 就労準備支援事業の位置づけ
- ☑ 就労準備支援事業が大切にしていること
- ☑ 就労準備支援 と 就労支援の違い
- ☑ 生活困窮者への「働く」支援について

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について

- 生活保護法において、「被保護者」とは、現に保護を受けている者（法第6条第1項）
この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。（法第6条第2項）
 - 生活困窮者自立支援法において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。（法第3条第1項）が対象（要保護者以外の生活困窮者）
- ※ 当事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して連続的な支援を行うことが重要。

生活困窮者自立支援法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	被保護者就労支援事業（第55条の7）
<u>生活困窮者就労準備支援事業</u>	<u>被保護者就労準備支援事業（第27条の2に基づく予算事業）</u>
生活困窮者家計改善支援事業	（個々の状況に応じケースワーカーが支援）
子どもの学習・生活支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	（住宅扶助）
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	（生活扶助、住宅扶助）

厚労省HPより

厚生労働省のホームページ

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

就労訓練事業

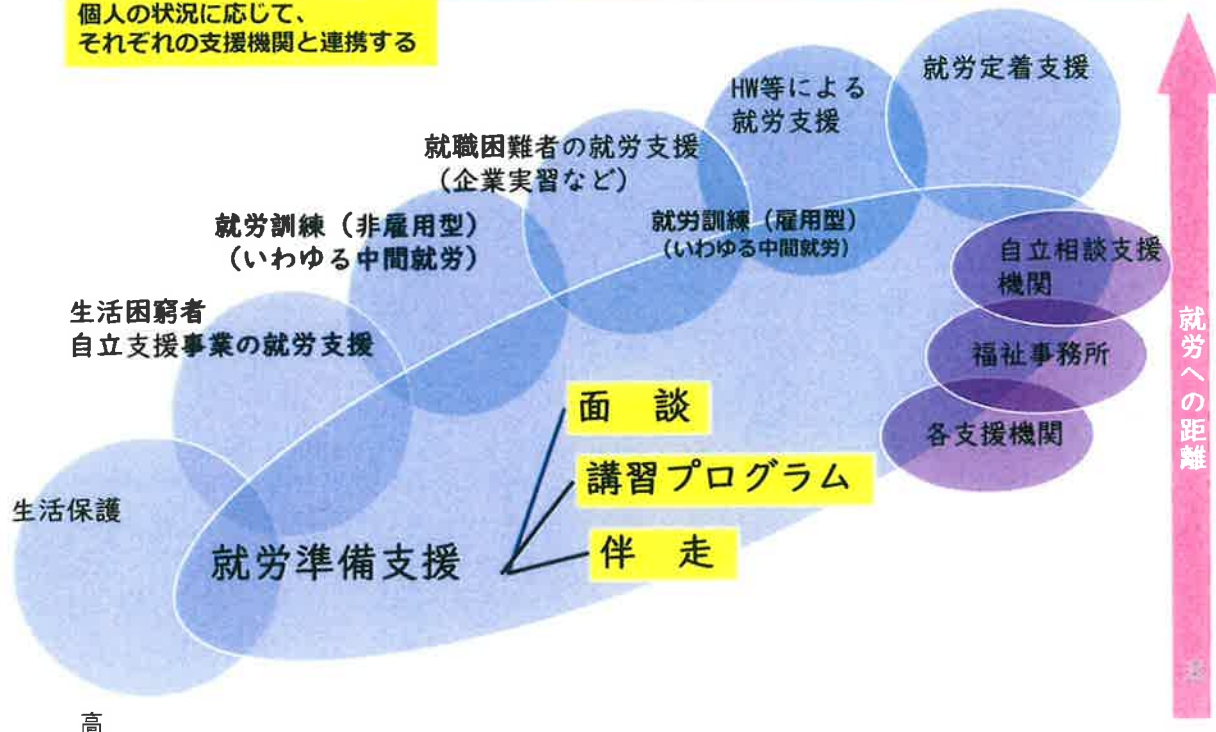
生活困窮世帯の子どもの学習支援

就労準備支援事業の意義と目的

- 就労に向けた準備が整っている者については、ハローワークの一般的な職業相談・職業紹介や公共職業訓練・求職者支援訓練等を利用することで早期の就労を目指すことが重要である。
- 一方で、単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者については、既存の雇用施策の枠組みでの支援にはなじまないため、就労支援を行うことは容易ではなかった。
- 就労準備支援事業は、このような者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業である。法において、民間事業者の自主事業である就労訓練事業とともに、自治体を実施主体とする就労準備支援事業が創設されたのは、まさに、従来の雇用施策の枠組みでの支援になじまない層に対する支援を強化・充実させるためであり、このことに就労準備支援事業が創設された意義がある。

【就労準備支援の位置づけ】

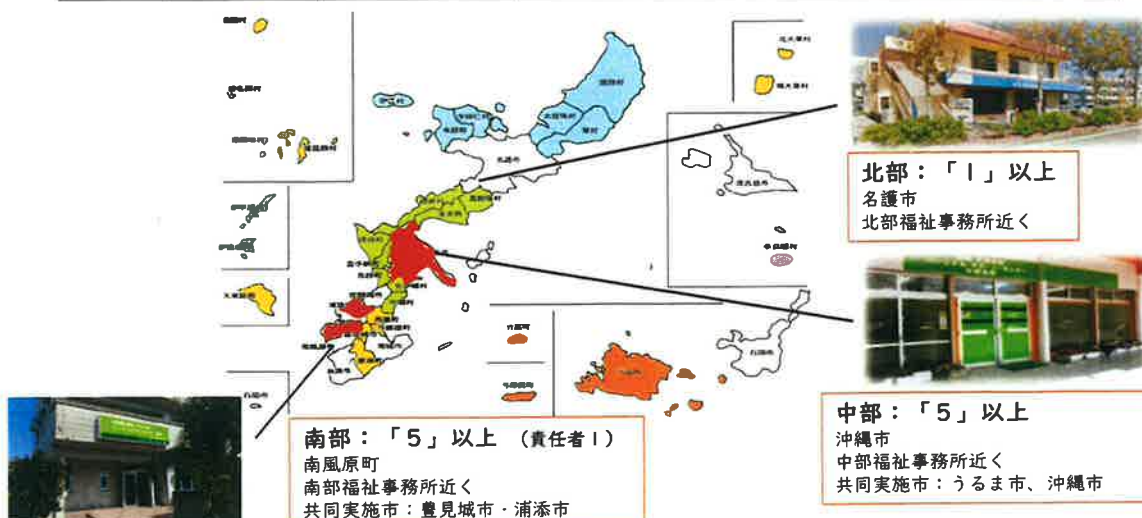
個人の状況に応じて、
それぞれの支援機関と連携する



実施体制・場所について

実施体制

場所	人数	職種	配置する人員が所持する資格や相談業務等経験年数等
北部	「1」以上	常勤換算方法で、計「11」以上配置する。	①【厚生省養成研修修了者】 厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けている者
中部	「5」以上		②【就労準備支援業務従事者】 就労準備支援業務に従事している者（従事していた者も含む）
南部	「5」以上		③【有資格者】 キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者

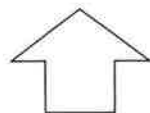


		相談窓口の運営方法（委託先）	就労準備支援事業							
			H27	H28	H29	H30	元年	R2年	3年	4年
1	那覇市	受託（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会）								
2	宜野湾市	直営								
3	石垣市	直営								
4	浦添市	直営+委託（浦添市社会福祉協議会）								
5	名護市	直営+委託（名護市社会福祉協議会）								
6	糸満市	受託（糸満市社会福祉協議会）								
7	沖縄市	受託（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会）								
8	豊見城市	受託（豊見城市社会福祉協議会）								
9	うるま市	受託（合同会社クレッシェレ）								
10	宮古島市	直営								
11	南城市	直営								
12	沖縄県	受託（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会）								
実施自治体数			4	6	6	6	6	7	7	8

対象地域における生活困窮者及び被保護者の特性



就労の前提となる基礎的能力の習得を目指す。



日常生活、社会生活、就労の準備ができていない

心身の問題を抱えている

心身の不調、長期離職者、依存症、発達障がい、知的障がい、障害ポーター、就労意欲が低いなど

常識の醸成や教育的配慮を必要とする

低学歴、若年無業、昼夜逆転、自己理解不足、約束の時間を守れない、あいさつが苦手など

他者・社会との関わりに課題を抱えている

ひきこもり（若年及び中高齢）、不登校、就労未経験（乏しい）、対人スキルの不足など

自尊感情や自己有用感の喪失

いじめ、トラウマ、自己肯定感が低いなど

就労準備支援プログラムの作成にあたって重視する事

▶ 3つの自立の実現を目指す

日常生活自立 ・ 社会生活自立 ・ 就労自立

▶ 具体的手法

伴 走 同行 ・ 訪問 ・ 送迎 ・ アウトリーチ

面 談 傾聴 ・ 伝達 ・ 整理 ・ 発見 ・ 実現
(生活場面における面談)

プログラム 個別（単独）プログラム ・ 集団プログラム

目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者、被保護者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎的能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

実施予定の支援メニュー及びその考え方

▶ 日常生活自立

- ⇒ 定時開始による生活リズムや身だしなみ等の習慣づくり
- ⇒ 体力確認、体力づくり、フィールド作業、美化作業
- ⇒ 読み書き、家計管理など基礎的なワーク
- ⇒ 状況に応じてモーニングコール等での積極的な促し

▶ 社会生活自立

- ⇒ 対人コミュニケーションスキルに関するワーク
 - ・ SST、カードスピーチ、伝達ゲーム等
- ⇒ 複数人員間作業の能力を身につけるワーク
 - ・ 協働ゲーム、パン作り等
- ⇒ ボランティアなど社会との関わりを促進する活動

▶ 就労自立

- ⇒ 今後の自立を計画するワーク（VRTカード、リアセックカード）
- ⇒ 資格や訓練、就職に向けた支援機関の情報提供
- ⇒ 企業見学、就労体験（清掃、農作業、軽作業、事務作業等）

- **3つの自立**を実現するために、生活場面を活用した訓練機能を組み込んだ多様なアプローチを実施。
 - 面談・プログラム・伴走によるアプローチ方法を軸に、自立の基盤となる **自己肯定感・自己効力感の醸成**を促す。
- また、参加者の各局面に応じた支援を行うことで、それぞれの自立に向けた起点作りをサポートする。

支援プログラム実施のイメージ

一日の流れ

9:30	送迎
10:30	プログラム開始 日誌記入（目標設定、参加目的の確認） ＜例＞ウォーキング、学び直し、花植え
12:00	昼食
13:00	プログラム再開 ＜例＞ウォーキング、学び直し、花植え 日誌記入（振り返り、達成感の確認）
14:30	送迎

個別状況、地域課題に応じたプログラム実施

① 予め日程が決まっている【定期プログラム】

② 集中して関わる【連続プログラム】

③ 特性や課題に応じた【単発プログラム】

自主提案

食事提供・・・法人の費用で弁当の提供を行う。単に弁当の提供ではなく、支援員も同じ弁当を食べながら話す事で、健康管理の把握など、生活場面面談としての効果がある。

送迎・・・移動距離や移動手段のない事が外出意欲低下の要因の一つである。社会参加意欲の妨げにならないよう送迎を実施。また送迎の車中でのコミュニケーションは相談者の状況を知るための有益な時間である。

	集団（2人～）	単独（1人）
連続	◎ 南部・中部	△
単発	○ 南部・中部	◎ 南部・中部・北部
定期	○ 南部・中部	○ 北部・中部・南部
ベースは個別支援 （※連続・単発・定期の別、集団・一人の別にかかわらず共通）		

プログラムコンテンツ一覧

オリエンテーション プログラム全体の説明を行い、本人の了解と自覚を促す	ウォーキング 生活習慣の取り戻しと、基礎体力づくりを目指す	学び直し 漢字の学び直し、文字の丁寧な書き取り等を通じて、落ち着きや忍耐を養う	レク体操 基礎体力を養うとともに、具体的な集団内作業（チームワーク）を経験する
認め合う事 自他に対する信頼感を取り戻し、生活のあらゆる場面で必要とされる「自己肯定感」「他者肯定感」を養う	フィールド作業 基礎体力を養うとともに、作業を通して、当該職種への適性発見の機会を設ける	伝達ゲーム 言語や文字を用いない伝達、オーラルコミュニケーションに特化したワークを行い、就労に必要な伝達能力を身につける	カードスピーチ 人前で話す、さまざまな規模の集団内で意見を表明する
調理実習 各種ワークで培った能力を多面的に組み合わせる訓練を行う	SST SST (Social Skills Training) の手法を通して、個別具体的・段階的な計画を立てて実践し、社会生活に必要な技能を獲得する	協働ゲーム 共同・協同・協働に関するワークを行い、就労の現場で必要になる複数人員間作業の能力を身につける	ボランティア・企業体験 具体的な作業を通して、「支援される側」ではなく「支援する側」の経験を培う。また、講話聴講を含めて現場を体験する
想いのマップ 多面的な課題や希望を項目ごとに明らかにした上で、少し先の自らの自立した姿を思い描く	原付講習 計画的に原動機付自転車免許取得に向けた試験対策を行う。免許取得により、就労先の選択範囲を広げる	コンセンサスゲーム グループ全員の合意（納得）による意思決定を目指す。自分の意見を伝え、他者の意見を取り入れる力を養う	さらにいろいろ カリキュラムは生きもの。もっと何かやりたいこと・やったほうがいいことをともに考える

いろいろな仕掛け・キッカケ

- ⇒ 毎日同じ時間にはじめる
- ⇒ 毎日日誌を書く
- ⇒ 毎日スタッフコメントをつけて返す
- ⇒ 毎日スタッフ全員で「**アセスメント**」を行う
- ⇒ 参加者の状況に合わせてプログラムを組み替える
- ⇒ 必要に応じて個別プログラムを追加する
- ⇒ 絶え間なくインターク、アセスを繰り返す
- ⇒ 一緒に昼食、送迎、タバコ休憩！「**情報収集**」に繋がるツール！
- ⇒ 次のアプローチ方法を見立てる
- ⇒ 個別状況に応じた見極め。「**今ここ！**」のタイミングは逃さない！

この仕組みが**信頼関係の構築**へ

やってみようかな～スイッチ & モチベーション維持に！

- ★ 「就労準備」は社会体験の場。
- ★ 「プログラム」を受けることが、目的ではない。
- ★ すべては参加者の「次の可能性」のために
必要な仕掛けを組み立てていく。

氏名

令和 4 年 1 月 28 日 (金)	今日の講習:(午前) 猿井の夕を見つたワ (午後) 修了式
* 具体的な流れ・内容 ① 日記記入 ② 猿井の夕を見つたワ	③ 昼食 ④ 修了式 ⑤ 振り返り



*** 今日の目標** (今日の講習が終わった時)

どんなことができていたらいいと思いますか?)

- ・ カートを通して自分の残高を知る。
- ・ え回れながら、何と違うところはあるか、をさがす。
- ・ 今日は最後だから楽しんで。

*** 目標の達成感**

高い低い

①

*** その他 (次の講習の目標、講習の中での気づき、スタッフへの要望・感想など)**

➔

*** 目標の中で出来たこと** 嬉しいかなー
良かったかなー (笑)

・ カートで残高を確認できて前より減って前には無かったカートリズ板も
あぶり。カートリズについて 3ヶ月前に資格が変更になった実感は良い。
他者から見たら強さを教えられることで より意識して、練習しようと思

*** むづかしかったこと**

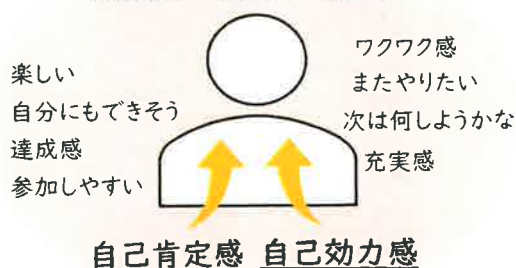
・ カートが増えたけれど、理想と現実に対する力をもつ板でも増やして
自信をつけられたい。

相談者の変化を引き出し、その後の支援につなげるポイント

相談員の視点

集中力
作業スピード
細かなこだわり
積極性
計画性
知識や情報収集能力
手先の器用さ

相談者の気持ちの変化



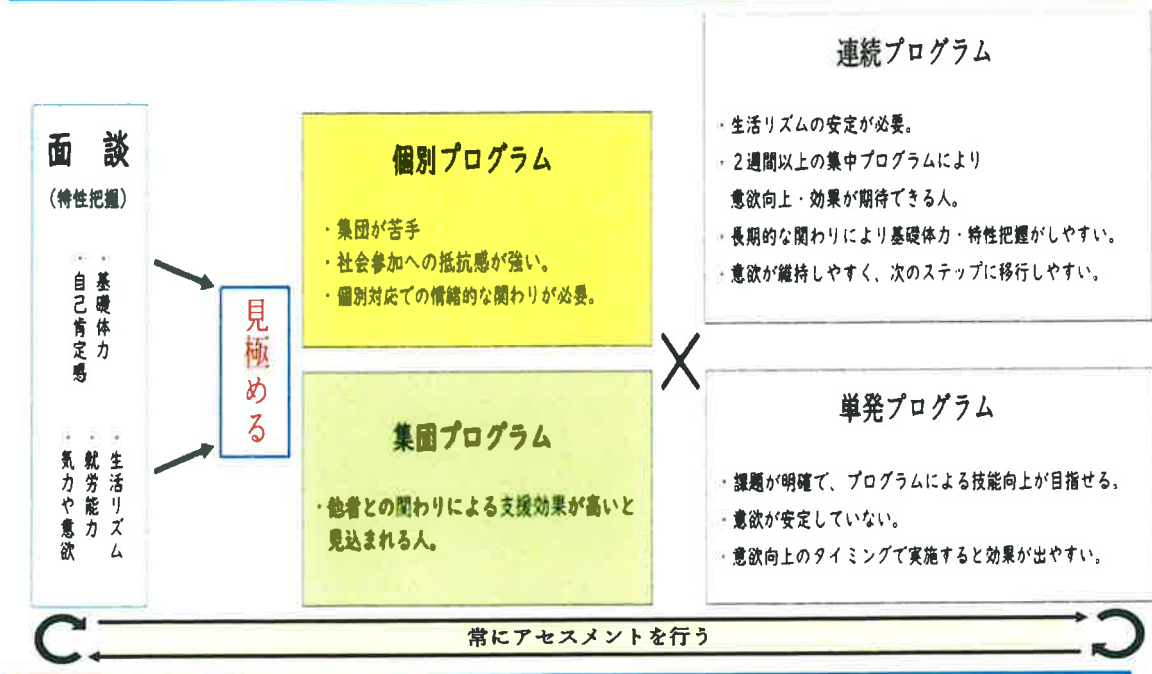
相談員の視点

理解力
丁寧さ
協調性
体の動き
工夫する力
観察力
コミュニケーション力

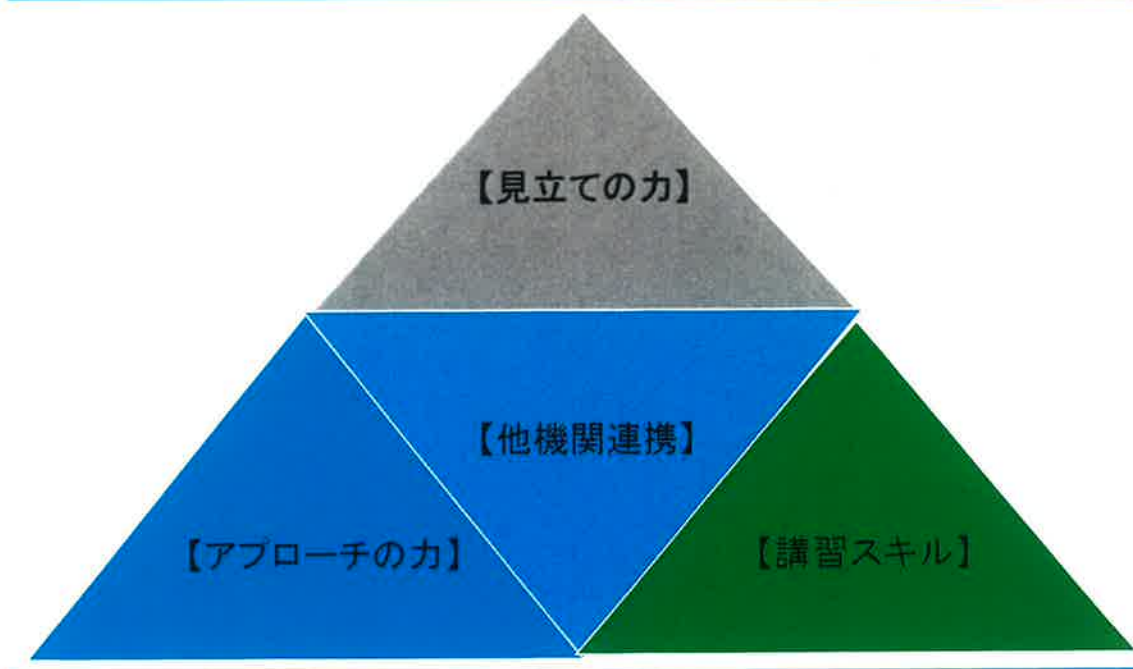
支援プログラムの実施にあたっての考え方

- ・関係機関からの支援依頼や本人面談を介し、自立に向けたアプローチのポイントを整理。
- ・既存のメニューに捉われず、常に本人が持つ、興味や関心に寄り添ったプログラムを共に検討・決定する。
- ・個別アプローチによる情緒的な関わり、集団凝集性の働きを生かした集団アプローチ等、心の機微を逃さず、それぞれの自立に向けた起点づくりをサポートする。
- ・プログラム参加による充実感や達成感による自己肯定感・自己効力感の向上は、自立の基盤となり、その後の建設的な支援展開において重要である。
- ・プログラム実施には、相談者の情緒的な変化へのアプローチのみならず、心身状態や体力の確認、特性把握等の見極め機能が盛り込まれており、常にアセスメントを繰り返し、プログラムの再検討、それぞれの自立を促す適切なタイミングを見計らい、他機関へのリファーなど、切れ目のない支援を行う。

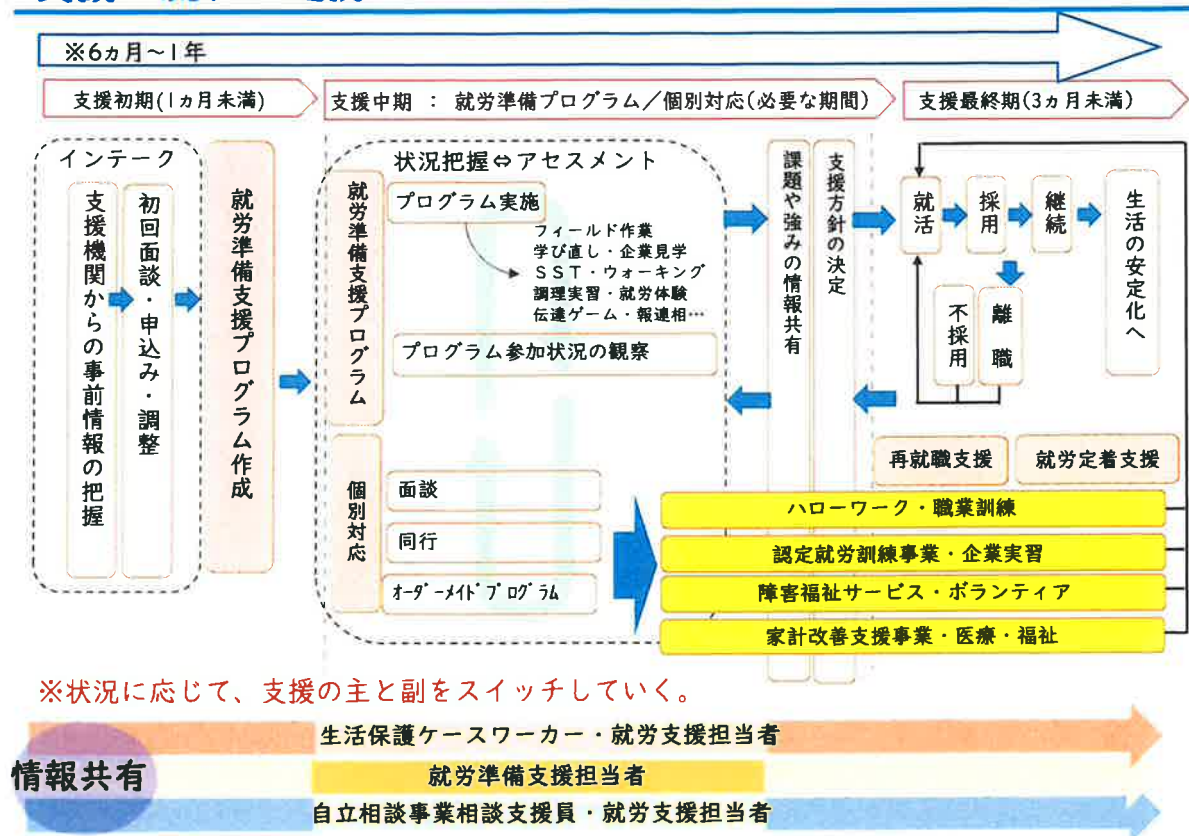
就労準備支援事業の流れ



沖縄県の就労準備支援事業の仕組み



支援の流れと連携

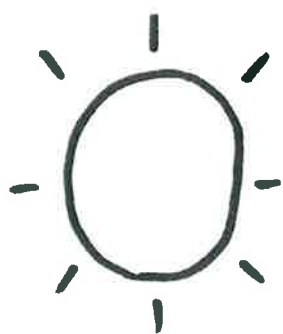


【ワーク】

実際のプログラムはこんな感じです

- ー伝達ゲームー
- ・ 6つの絵
 - ・ 4つの図

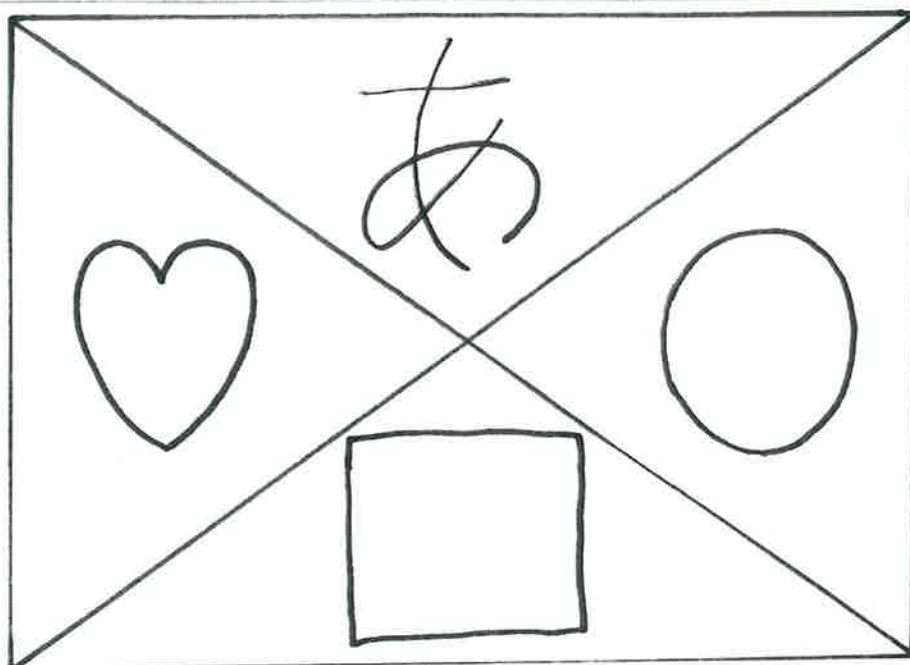
【6つの絵 解答】



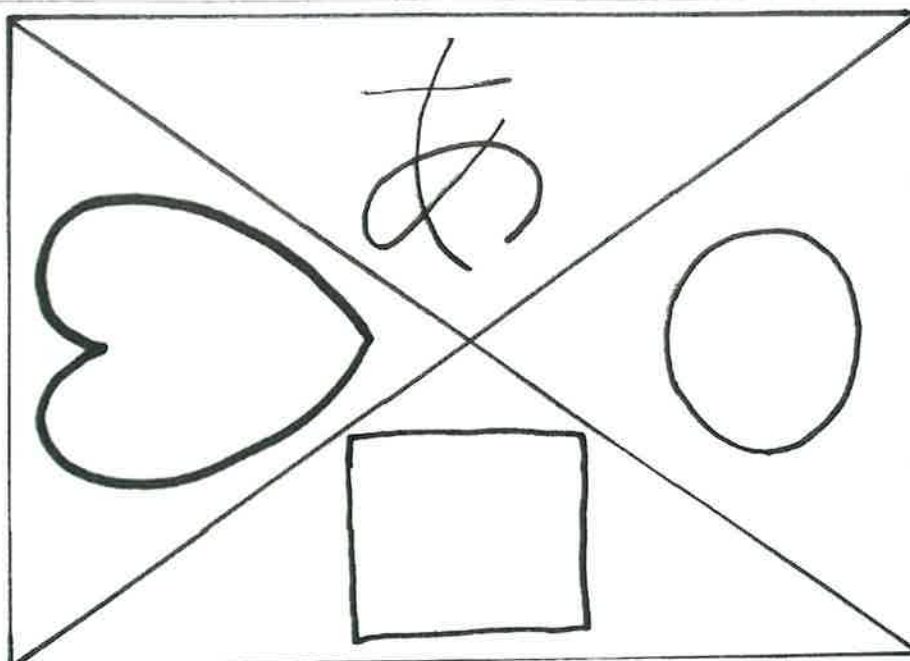
皆さん同じ絵をかけましたか？



【4つの図 解答】



【4つの図 相談者例】



【参加者の心の変化】

「病院で治療する」「ボランティアをする」

「社会と繋がりたい」

「面接を受ける」「求人情報を見る」
「資格を取る」「訓練を受ける」

「働きたい」

「面白い♪」「ワクワクする☆」「出来た！」
「楽しい😊」「このほうが楽になる(^)」

「雑談とか、苦痛じゃないかも」「朝起きられるかも」

「自分はこれが得意」「こんな場面で無理しすぎる」

「自分だけじゃない」「ここに居ても良いんだ」

「参加しても良い」「自分の事を話してもいいんだ」

「遅刻しても、休んでも、また来ていい」

「働きたくない」「不安」

「人に会いたくない」「外に出るのが怖い」「体調が良くない」

「自分に自信が無い」「トラウマ」「話をしたくない」「経験がない」

【事例】

若年、不登校、中卒、ひきこもり、就労経験無し…社会参加意欲が低い

アプローチのポイント

- ・本人の関心事に関心を寄せる
- ・簡単な役割を割り振り成功体験を増やす。
- ・「強み」や「得意」を引きだし、本人へフィードバックする

支援中の連携

- 本人の状況把握
 - ・福祉事務所、町村社協と連携
 - ・母親を交えたケースカンファ
 - ・本人の変化について、他の支援機関とこまめに情報共有し役割分担を行う。
 - ・他機関の支援員にもプログラム参加を促し、本人との関係性構築を図る。
- 関わった機関
 - ・福祉事務所
 - ・社会福祉協議会
 - ・就労体験先（NPO法人フードバンク 2hハーベスト、就労継続支援B型事業所、農業、リサイクル業）
 - ・企業見学先（製造業、販売業）
 - ・沖縄県おしごと応援センターOne×One
 - ・沖縄県就労サポートセンター

支援経過

初回の状況

- ・若年
- ・高校中退
- ・ひきこもり
- ・進学/就労への意欲低い
- ・対人コミュニケーション不安有
- ・携帯依存

就労準備プログラム （個別アプローチ）

- ・本人の興味に関心をもち、関係性を構築。
（同じゲームをダウンロードし一緒に始める。）
- ・「卓球とか体を動かしたい」、「原付免許をとり
たい」の発言から、一緒に計画を立てプログラム化。
- ・信頼関係を築き、社会的スキルの形成を促す。
（携帯マナーや報道相など）
（集団アプローチ）
- ・連続講習参加により、生活リズムを整える。
- ・講習中の準備、片付けを促し自己有用感を高める。

他地域食堂にてアルバイト

大人への抵抗感の減少、社会参加の増加



カイワレ運付体験



カイワレ販売体験



フィールド作業



パン作り講習

本人の変化

- ・他者への挨拶や相手の目を見て話すなど、コミュニケーションスキルの向上。
- ・携帯を触る頻度が減少。周囲への声掛けやリーダーシップを図るなど、積極性が増加。
- ・原付免許取得したことで、アルバイトが決まる。

【生活困窮者の状況に応じた就労支援】

厚労省HPより

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る(就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方を必要とする者	就労訓練事業(中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

【就労支援との相違点】

就労支援		就労準備支援
就労にむけた準備が整っている人	対象者	すぐに就労することが難しい人
仕事に就くこと 就労定着していくこと	目的	就労に向けての土台作り 「次」へ踏み出すための 気持ちの向上、モチベーション維持
就労に必要な「スキル」を伝える (パソコンスキルの必要性、 ビジネスマナー、仕事のコツ、等)	狙い	【日常生活自立・社会生活自立・就労自立】 それぞれの自立に必要な要素に気付いてもらう「キッカケ」を作る
短期 ～ 中期的	支援期間	短期 ～ 長期的
内容や開催日が あらかじめ決定している	セミナー	参加者の特徴に合わせて、 内容や開催日を決定する

予定している就労体験先及び就労体験先の開拓方法

就労体験導入のタイミングは、相談者が持つ特性や、プログラムを重ね習得・蓄積した様々なスキル、身体的な状況、就労意欲向上の程度により、大きく異なる。
就労体験の場所、環境、職種、強度をその都度検討し、既存の協力事業所への就労体験の設定、あるいは新規就労体験先の開拓を行う。

予定している就労体験先（体験内容）

◇障害者就労継続支援A型・B型事業所（製造・販売・接客）、農園（数草作業、誘因作業）、介護支援事業所（室内清掃、庭の草刈り、利用者との交流）、酒造会社（軽作業）、清掃・引っ越し作業、フードバンク（チラシ折り、検品、仕分け）、食堂ボランティア（盛付、配膳）、認定訓練事業所（ガス検針、データ入力）

◇既存の協力事業所とのさらなる連携の強化

・ニーズに応じた作業の切り出し、作業時間や作業内容の段階的変化づけ、第三者によるアプローチ方法の検討・整備。

◇就労支援関係団体との連携

・生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業の就労支援員、就労訓練事業及び認定事業所等、さらには沖縄県パーソナルサポート事業などのその他の就労・就職支援事業の支援員と、本事業における就労準備支援担当者が事業横断型チームを構成し、利用者のニーズに即した就労体験先の新規開拓。

開
拓
方
法

◇協力事業所へのサポート・環境調整（負担軽減）

・ナビゲーションシートを用いた、情報共有の検討。
・業務で問題無く行えている作業や改善点を伝える際の立ち合いや、伝え方の手法を共に考える。

【事例】長期離職、引きこもり、対人不安からの自立への道のり

本人主体の広がる支援の輪、チーム支援で掴んだ就職決定。

本人の状況

36歳・男性・弟と2人世帯
・5年間未就労。
・身なりに無頓着。
・他者との交流はほとんどない。
・生活費は弟の収入のみ。
・同居する弟から退去するように促されている。
・就労意欲はあるが、体力に自信がなく不安感が強い。
・日常生活自立・社会生活自立・就労生活自立共にアプローチが必要。

支援経過

初回面談
支援員同席。
ほとんど話
さず緊張し
た様子。

就労準備講習
講習当初は終始うつむきがち、目を見て話さない。作業参加には著しく消極的。4度の講習参加により徐々に変化が現れた。

単発講習
本人より原付免許取得の意思表示があり、単発で運転免許取得に向けた講習を実施。

企業実習
20日間の実習で製造業、販売・接客業を体験。電話や訪問で本人の近況を確認。

就職決定
実習先より誠実に真面目な人柄に評価が高く、本人も続けて働きたいと合意の上就職決定。

自己肯定感の向上！



関わった関係機関

生活困窮者自立支援事業所、沖縄県労働者福祉基金協会就労サポートセンター、沖縄県おしごと応援センター
One×One、就労体験先（リサイクル業、倉庫業、検品作業、農業）、企業見学先（リサイクル業、製造業）、企業実習先（製造業、販売・接客業）

本人の変化

・4度の講習参加により、社会参加に対する不安感が軽減。笑顔が増え、自発的な会話も増えた。徐々に視線が上向きになり、目を見て話すようになる。他者との関わりを楽しむようになり、作業参加にも積極的になる。（社会生活自立）
・身なりに変化が見られ、靴を新調したり、髪を整える。（日常生活自立）
・講習終了後、企業実習へと進む。併せて、原付免許取得を目指したいと意思表示。単発講習を開催し、原付免許取得が実現。原付を購入。（就労生活自立）
・企業実習先より評価を得て、同企業へ就職決定。（就労生活自立）
・現在、継続就労中。引っ越しを目標に資金を貯めながらアパート探しに取り組む。休日は原付を活用し趣味の時間を楽しんでいる。

支援の過程で様々な関係機関が関わり、適切なタイミングに適切なアプローチが実現。本人の自己決定を主軸に支援の輪が広がり、密な情報共有、厚みのあるチーム支援により徐々に意欲が向上し就職決定に繋がった。

自ら相談に訪れることが困難な者の支援事例

【初回、経過後の情報】

- ・20代、女性。祖父と2人暮らし。高校3年生の6月から同居の家族と口をきかなくなった。
- ・高校卒業後ひきこもり状態。（約2年）
- ・対人緊張が強い。支援員からの問いかけに言葉で応じる事をはじめ、頷きなどの意思表示をする事ができない。涙を流す場面も見られた。
- ・祖父以外に言葉を発しての会話がなく、他者の前では食事も摂らない状態。



【支援内容】

- ・世帯への生活支援と本人への引きこもり支援について地域ネットワークを構築し、支援の重複がないよう本人の支援についてはアウトリーチ事業と就労準備支援事業で担った。
- ・対面でのコミュニケーションに対する不安や緊張が強いため、LINEなどを中心とした非対面型支援を行い、関係性の構築と本人の興味、関心について確認。
- ・「お菓子作り」や「パステルアート（本人の好きなアニメに繋がるイラスト）」など、本人の興味関心をプログラム化し、緊張や不安感の軽減を図る事でプログラム参加に至った。
- ・小集団プログラムなど、他参加者がいる空間を作り、対人コミュニケーションの機会を図った。

【変化】

- ・本人の興味（アニメ等）へ共感しながら断続的にLINEでのやり取りを続けていく中で、「大人の人が居ると声が出なくなる」、「突然涙が出る事がある」など、不安感や思いを話すようになり、心を開き始めた。さらに意思疎通が図れるようになったことで、心療内科受診まで進展した。
- ・これまで特定の支援員の問いかけに反応する程度であったが、プログラムを通して同じ空間を一緒に過ごすことで、特定の支援員以外の問いかけにも少しずつ頷きの反応が増えてきた。
- ・最近では、プログラム中の昼食の際に一緒に食事を取ることもでき、自宅内では支援員に対しても言葉を発するようになった。

【講義・グループワーク】

「生活保護における就労支援

～就労支援をよりよいものにするために～」

明治学院大学

新保 美香 氏

講師略歴

○新保 美香 明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授

- ・明治学院大学大学院を修了後、高齢者ケアセンター、福祉事務所ケースワーカー（高齢者担当・生活保護担当）を経て、現職に至る。2004 年度に、国立シンガポール大学（National University of Singapore）に、特別研究員として留学。
- ・大学では、公的扶助論、ソーシャルワーク演習・実習等を担当。ソーシャルワーカーとして実践する人材の育成に取り組んでいる。
- ・現在は、生活保護における自立支援、生活困窮者自立支援制度における自立支援と人材養成について研究、人材養成研修を進めている。
- ・趣味は、ジャンルを問わない音楽鑑賞と B 級グルメの探求。

—主な社会的活動—

- ・厚生労働省 社会保障審議会
「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」「生活保護基準部会」「福祉部会」「障害者部会」委員。
- ・厚生労働省・全国社会福祉協議会
「生活困窮者自立支援制度人材養成研修企画・運営委員会」委員。
- ・日本司法支援センター（法テラス）特別参与。
- ・一般社団法人生活困窮者支援全国ネットワーク 代表理事。

—主な著書等—

- ・社会福祉学習双書 2023『貧困に対する支援』（共編著）全国社会福祉協議会、2023 年。
- ・『未来を拓く就労支援—「働くことの応援」を通じたソーシャルワーク』（単著）、ソーシャルワーク実践の事例分析<第 17 号>、ソーシャルワーク研究所、2023 年。
- ・「包括的支援体制の構築に向けたソーシャルワークの可能性—生活困窮者自立支援法・生活保護法の次期改正に向けた検討をふまえて」『ソーシャルワーク研究』第 1 号、中央法規出版、2023 年。
- ・最新社会福祉士養成講座・第 4 巻『貧困に対する支援』（共編著）、中央法規出版、2021 年。
- ・『生活保護スーパービジョン基礎講座—ソーシャルワーカー・利用者とともに歩む社会福祉実践』全国社会福祉協議会、2005 年



生活保護における就労支援

～就労支援をよりよいものにするために～

明治学院大学 新保美香



みなさまこんにちは！
本日は、みなさまと
ともに学ばせていただ
けますことを、楽しみ
にしています！

リラックスしてお過ごしください♡♡

チームづくり: 自己紹介

- ① 所属・お名前＋今のお仕事の
経験年数等簡単なプロフィール
 - ② 今の仕事をしていてよかったと思う
こと
 - ③ 最近のリフレッシュ法
- ⇒ ①②③を順番にお話ください！

時間はおひとり「2分」です。

拍手などのリアクションを大切に☆☆



<ワーク1: 就労支援について思うこと>

就労支援について思うことを、チームで
共有してください。おひとり「2分」で自由に
お話してください。言いっぱなし、聴きっぱなし
のフリートークの時間です ♡♡



1. 「働くこと」について

あなたは、利用者（被保護者）から
「なぜ働かないといけないのでしょうか」と
問われたら、どのように答えますか？



就労支援をよりよくすすめていくためには、この「問い」にこたえられるようにしておくことが求められています…。

「働くこと」の意味

ア 「働くこと」(労働)の意味

一般的に、私たちは、「働くこと」(労働)を通して、社会に必要なモノ・サービスを作り出し、それらを消費(購入)することによって個人の生命や生活、そして文化、社会を支えている。また、「働くこと」(労働)を通して、人と人、人と社会のつながりを持つとともに、さらに、「働くこと」(労働)を通して、自己実現(やりがい、達成感、創造)を図っている。

イ 多様な働き方

「働くこと」(労働)については、労働市場を経由し労働に参加するという有給労働(ペイドワーク)と、労働市場を経由せずに労働に参加するという無給労働(アンペイドワーク)など、多様な働き方がある。

※「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」
平成22年7月より
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000g7zj.html>

生活保護における就労支援において 起こりやすいこと

しかしながら、できれば避けたいこと…。

- ①「生活保護を受けるためには、働いてください」という説明。
- ②「支援」を行う前に、「指導・指示」からはじめてしまうこと。
- ③「ケースワーカーは北風、就労支援員や他の支援員は太陽」というような役割分担。
- ④「生活保護受給者は保護費が支給されるので就労意欲が湧きにくい」と考えること。

➤なぜ、これらを避けることが必要なのでしょうか…。

2. CW・就労支援員の役割は？

- 就労支援は、誰もにとって大切な「働く」ことを通じて、住民の可能性をひらき、人生をよりよいものにしていくための取組みです。
- ケースワーカーも、就労支援員も、
利用者の「応援団」であり、
目標に向かってともに歩む
パートナーです。



「就労支援」と「就労指導」

「就労支援」

- 根拠：生活保護法第27条の2
- 本人の主体性と同意に基づくかかわり。

「就労指導・指示」

- 根拠：生活保護法第27条
- 福祉事務所側の判断に基づく指導・指示。

※「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日 社援発0516第18号、厚生労働省社会・援護局長通知）

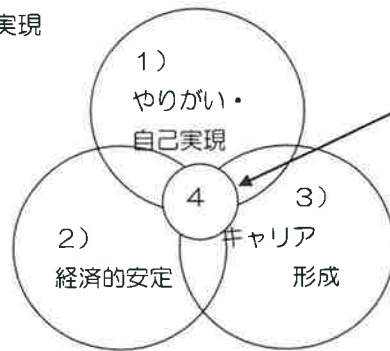
みなさまだからこそできること

- ① 大切な「就労」を「応援」させていただくこと。
 - ケースワーカーも就労支援員も、みんな「応援団」！！
 - 関係機関の方々にも「ケースワーカー」が管理者でないことを伝えることが重要です。
- ② 利用者の日々を支えるもの・存在、利用者の大切にしているものは何かを理解することからスタートすること。
 - 利用者の「しあわせ」を考えることから支援ははじまっていきます。
- ③ 「生活保護を利用するため」ではない、「就労」の大切さを伝えていくこと。
 - 「生活保護の利用」が、利用者にとっての人生の目的とならないように…。
- ④ ハローワークや県内の就労支援関係の機関と協働すること。
 - 「一人ひとりの利用者」を起点とした就労支援、就労の場、居場所づくりがすすまられています。協働することで、支援がもっと豊かなものになっていきます。
- ⑤ 何事も「時間がかかることがある」と心得ること。
 - 「社会が変わらないと支援者と当事者だけががんばっても変わらない」ことが多々あります。あせらずに、チームでのアプローチを心がけてください。

就労へのモチベーションを高めることの重要性

＜図2：就労へのモチベーションを維持する4つの要素＞

- 1) やりがい・自己実現
- 2) 経済的安定
- 3) キャリア形成



- 4) 生活上の
「目標」
「希望」
「将来展望」
「楽しみ」

※その人自身が
目標や希望、将来展望、
楽しみを持つ事が
就労支援においては
不可欠です。

図：新保作成

＜ワーク2＞

「働くこと」に際してあなたが大切にしたいことを順に並べてください。

- ①給料がよい
- ②やりがいがある
- ③やりたい仕事である
- ④キャリアアップできる
- ⑤自宅から通える



利用者の置かれている状況への理解

- 困難な状況におかれている方々ほど、自分らしく、よりよく働くことから、遠ざけられている現状があります。

- 利用者の声...

- これ以上失敗したくない...
- 人とかかわるのが怖い...
- 自分なんかもうだめだ...
- 自分の状況（生活保護を利用していること・障害等）を知られたくない...
- 働きたいと思うが、どうしたらよいかわからない...



※ 一人ひとりの持つ不安を受けとめることから就労支援は始まります。

3. 生活保護における 就労支援の方向性

- 厚生労働省「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会報告書」（平成31年3月）
- https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212499_00006.html
- 対応の方向性
「働くこと」は、労働の対価として収入を得ることの他にも、働くことを通じて、社会とのつながりや自己のやりがい、達成感を得ることも重要な要素であり、生活保護受給者に対する就労支援についても、一般就労だけでなく、多様な働き方を通じて生活を豊かにするための就労支援の充実を図る。

4. 就労支援の意義と就労支援

※「生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成テキスト256－257頁」

- ①就労支援は、「就労」という人間にとって
かけがえのない営みをそれぞれの状況に
即して実現できるよう支援すること。
- ②収入を得るばかりでなく、社会とのつながりを
構築し、自己実現をはかる大切な意義を持つ。
- ③「有給労働」と「無給労働」がある。
- ④就労(勤労)が「権利」であることに着目。
- ⑤ジョブマッチングに止まらない、生活や人生を
豊かにする重要な取り組み。

生活保護における
就労支援も同じです！

5. 就労支援の心構えとポイント



※「生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成テキスト256－257頁」

- ①本人の自尊心の回復が鍵。
- ②一人ひとりの状況に即したプロセスを大切
にすること。
- ③共感的な姿勢での支援。
- ④強み・力・よいところ(ストレングス)への
着目。
- ⑤支援対象者から学び、支援対象者の
「声」を生かした支援。

みなさまの役割は...

誰もにとってかけがえのない大切な
「就労」を、それぞれの状況に即して
実現できるよう、個人と地域(社会)に
はたらきかけていくことです。

地域(企業や団体等)へ
のアプローチが一層
求められています！



ちょっとひといき！

休憩しましょう...。



5. 就労支援ことはじめ...



- なぜ、「就労支援員」が配置されるようになったのでしょうか...

☆神奈川県横浜市の実践から学ぶ

- なぜ、「就労準備支援事業」「中間的就労」がはじまったのでしょうか...

☆北海道釧路市の実践から学ぶ

(NHK 地域づくりアーカイブス 映像より)

https://www2.nhk.or.jp/chiiki/movie/?das_id=D0015010107_00000

<ワーク3>

- 映像を視聴した感想を、共有してください！

7分間で
お願いします ♡



6. 本人を起点とした支援

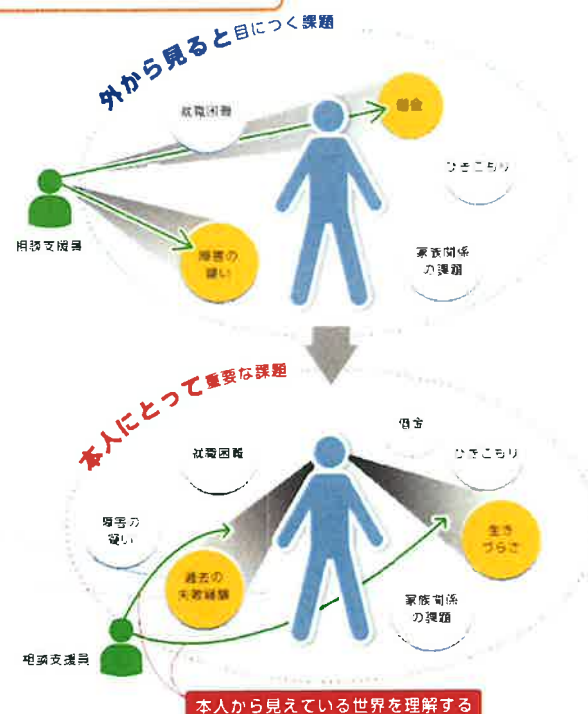


＜ワーク4: あなたはどのように対応しますか？＞

Aさんは、40代男性。主治医には「異常なし。あらゆる就労が可能」と診断されている。面接では「求職活動はしてます」と述べるが、いっこうに仕事は決まらない。面接時には咳が止まらない。一日一食しか食べていないという申立て。

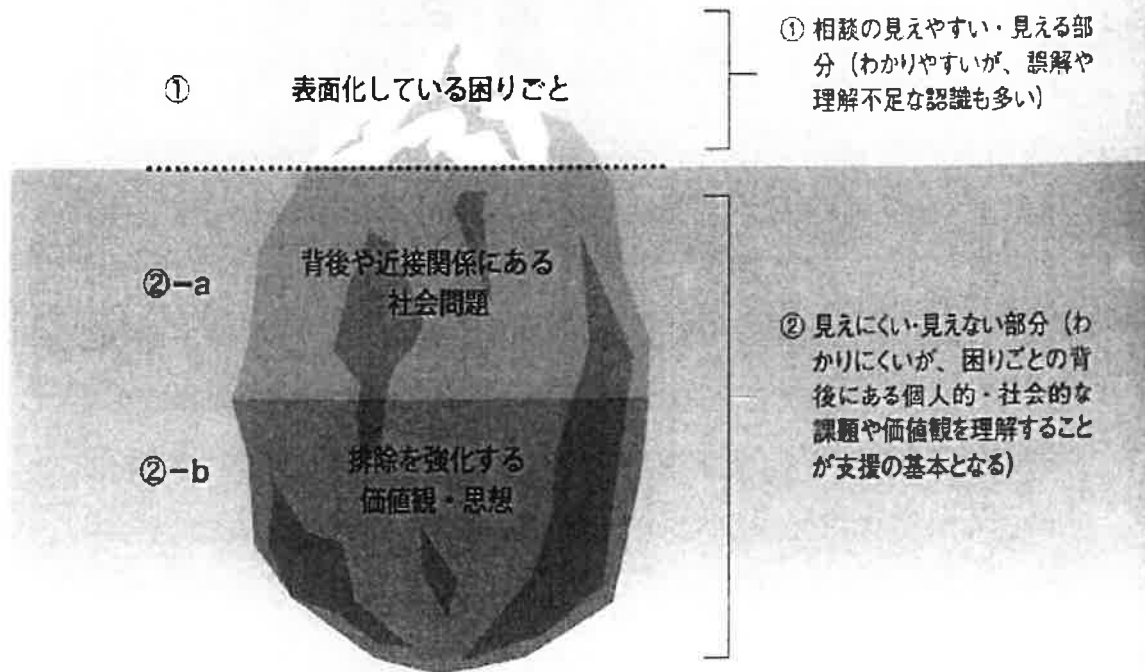
※柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活(1)(2)』
小学館、2014年、第4話～第10話の内容をもとに新保作成。

本人理解にもとづく相談支援の考え方



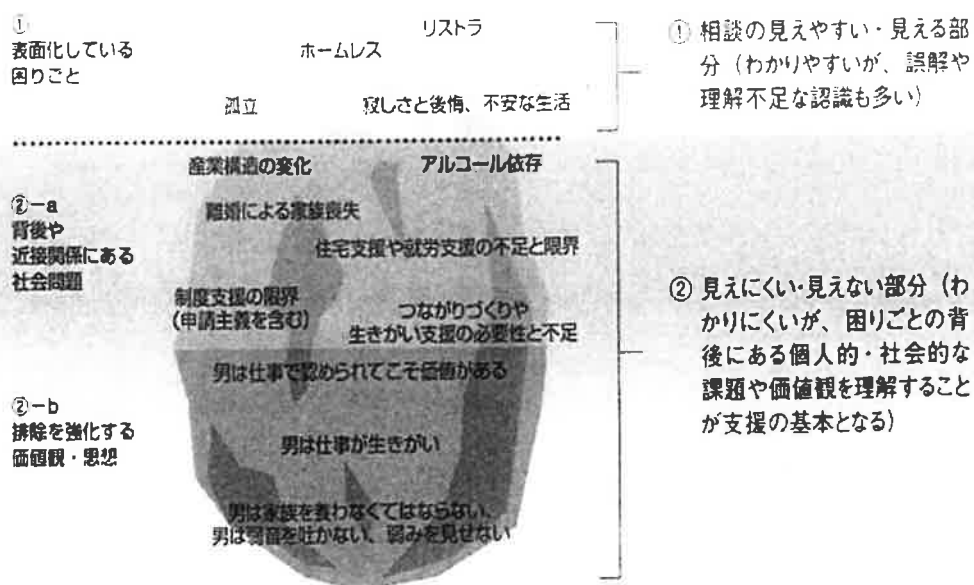
＜出典＞「自立相談支援における事例の捉え方と支援のあり方」『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究報告書』みずほ情報総研、2016年、3頁。

生活困窮の氷山モデル



一般社団法人社会的包摂サポートセンター編『相談支援員必携 事例でみる生活困窮者』中央法規出版、2015年、4頁。

【生活困窮の氷山モデル】case7-2：「こんなはずではなかったのに…」



一般社団法人社会的包摂サポートセンター編『相談支援員必携 事例でみる生活困窮者』中央法規出版、2015年、38頁。

大切なことは...



- 本人から見えている世界を理解することです。
そのためには、本人自身からできるだけ、
ありのままの想いや現状を聴かせていただ
ける関係構築が必要になります。
- 「氷山モデル」のように、困りごとの背景にあ
る個人的・社会的な課題や価値観を理解する
ことも大切です。

どのような相談者に対しても、
求められる支援の姿勢に
変わりはありません。

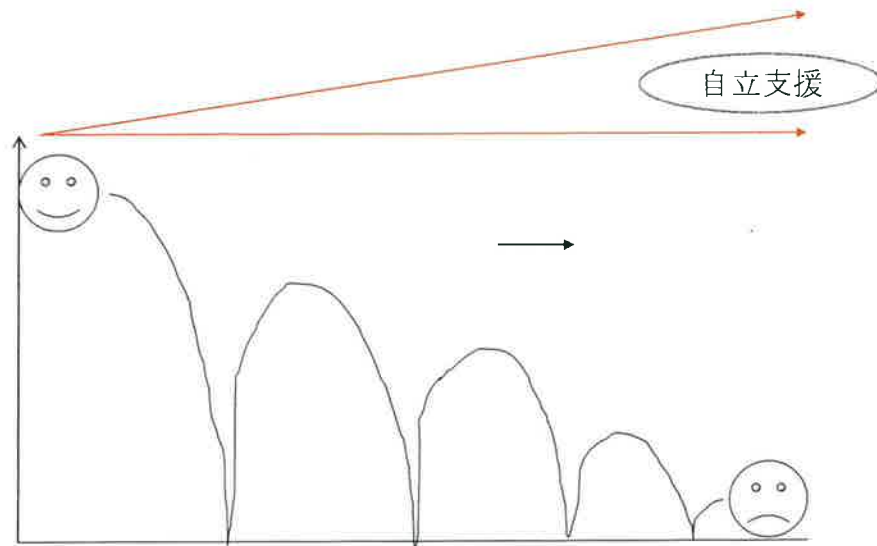
<ワーク5: ストレngthsを探そう! >

- ◆ 以下の事例から、Bさんのストレngths(個人・環境)を
できるだけたくさん見つけてください。

<Bさん(男性 50歳 単身世帯)>

スナックを経営していた。店を3軒経営していた時代もあったが、
不景気によりうまくいけなくなり借金を重ねた。この頃よりパチ
ンコ・酒で気を紛らわす生活。妻とは3ヶ月前に離婚。友人に借
金してなんとか生活していたが蓄えがなくなり、
今日たべる米がなくなると相談に来所した。

利用者の持つ力を損わないために...



※早期的な丁寧な対応により、利用者の持つ力を維持し、引き出すのが自立支援です。

まとめ

- 就労支援は「人生支援」と言われています。
- 支援者の役割は、「就労(働く)」という大切なことをともに考え、チャレンジすることを通じて、一人ひとりの相談者が、少しでも安心して、自分自身の生活や人生に向き合うことができるよう寄り添い、ともに歩みつづけることです。
- 相談者とともに、チームで、個人・そして地域の新たな可能性を拓いていきましょう！
- 沖縄県は「就労支援」の先進地です ♡

7. 事例検討（模擬カンファレンス）

- ①このたびは「就労支援事例検討票」をご準備いただき、ありがとうございました！
- ②「事例検討票」に書かれていることを「口頭」で報告していただきながら、それぞれが就労支援において、困っていることや、その中で工夫していることなどを共有していただきたいと思います。



<事例検討のすすめかた>

- ①お一人あたり15分で事例検討をすすめます。
- ②まず報告者は、5分程度で「検討票」に書かれていることを報告してください。
- ③報告が終わったら、報告者以外のメンバーは、残りの時間を使って、順番に、「ストレングス視点」で報告者と支援対象者の状況を捉えて、報告者に、前向きなメッセージを伝えてください。困りごとの解決に向けたアイディアやアドバイスがあれば、あわせてお願いします♡
- ④お一人15分で進められるようタイムキープして下さい。
- ⑤お二人の報告が終わる頃(30分後)に、一度休憩を入れます。

8. 事例検討を終えて...



9. 本日の研修を振り返って...

本日の研修を終えて、明日から取組んでみたいと思ったことを、以下にメモしてください。

記入した内容を、ブレイクアウトセッションで、メンバーと共有していただきます！





本日はありがとうございました！

CW・就労支援員のみなさまが孤立しないように、ぜひ、「チーム」で支援をすすめてください。

みなさまの、一層のご活躍をお祈りしております♡♡

～ 研修おつかれさまでした ～

アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。

研修閉講後に、下記 QR コードまたはメールに添付しております URL から

アンケートフォームへ回答をお願いいたします。

回答期限：令和 5 年 9 月 22 日（金）

